

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施 及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査 研究事業」中間報告

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

2. 事業実施団体

一般財団法人日本総合研究所

3. 事業概要

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況については、市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、本事業では、以下について取り組む。

①「市町村長申立て」について

- ・ 全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握
- ・ 好事例のとりまとめ・紹介や、各自治体が参考となるような取組の提案

②「成年後見制度利用支援事業」

- ・ 全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由等の把握
- ・ 事業の推進につながる留意事項の整理

4. 検討体制

学識者	山城一真教授（早稲田大学） ※座長
専門職	弁護士、司法書士、社会福祉士
自治体	都道府県、指定都市、中核市、町村
オブザーバー	厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

5. 進捗状況

年月	内容	年月	内容
2022年6月	実施団体決定	2022年9～12月	ヒアリング調査実施団体の検討及び調査票の作成
2022年8月	第1回検討委員会開催	2022年12月～ 2023年2月	ヒアリング調査実施 ・7市町村 ・3都道府県
2022年8～ 9月	アンケート調査票の作成	2023年1月	第2回検討委員会開催
2022年9～ 12月	アンケート調査実施 ・市町村（高齢福祉担当部署、 障害福祉担当部署） ・都道府県	2023年3月 （予定）	第3回検討委員会開催 報告書作成

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

6. 調査実施概要

(1) 調査実施状況

アンケート調査 (2022年9～12月)	配布数	回収数	回収率
市町村（高齢福祉担当部署）	1,741	1,128	64.8%
市町村（障害福祉担当部署）	1,741	870	50.0%
都道府県	47	47	100.0%

(2) 主な調査項目

アンケート調査

- ・市町村
市町村長申立・成年後見制度利用支援事業について要綱やマニュアル等の整備状況、
対象者や検討する仕組等の整備状況、課題、他市町村との調整事例 等
- ・都道府県
市町村に対する支援内容、市町村間の調整事例 等

ヒアリング調査

市町村長申立の適切な実施や成年後見利用支援事業の推進に向けて、モデルとなり得る市町村や都道府県の取組等を聞き取り

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

7. 調査結果(速報)

※市町村を対象とした調査の結果については、

※速報値であり、数値は今後変動する可能性がある。

(1)要綱等の整備状況

回答のあった市町村数での割合を高齢者担当部署〔障害者担当部署〕の順にて記載

- ① 実施要綱等の整備状況・・・市町村長申立は、91.2% [89.9%]の市町村で実施要綱等を整備。
申立費用助成では、事業を実施している市町村の97.9% [99.1%]で実施要綱等を整備。
報酬助成では、事業を実施している市町村の99.2% [99.0%]で実施要綱等を整備。
- ② 市町村長申立に関する実施要綱等を整備しない理由・・・事例がない(少ない)が42.5% [53.5%]知識等の不足が32.4% [32.7%]。
- ③ 申立費用助成制度を設けていない理由・・・事例がない(少ない)が40.7% [54.9%]、マンパワー不足が19.3% [18.6%]。
報酬助成制度を設けていない理由・・・事例がない(少ない)が58.1% [60.0%]、マンパワー不足が30.2% [22.5%]。
- ④ 報酬助成の要件・・・市町村で定める助成額の上限は、83.6% [85.0%]の市町村が厚労省通知の参考単価の上限額と同額。
家庭裁判所の報酬付与の審判に基づく報酬額の全額を助成している市町村は56.6% [56.8%]。
本人の収入・資産がある場合には一部を控除して助成している市町村は25.2% [22.5%]。

(2)助成制度の対象としていない理由

- ① 申立費用の助成では、
 - ・申立の事例がない(少ない)と回答した市町村は26.1% [27.5%]。
 - ・本人あるいは親族等による申立費用の助成を行う必要性に乏しいためと回答した市町村は15.6% [16.2%]。
- ② 報酬助成では、
 - ・他市町村が介護保険の保険者、障害福祉サービスの支給決定、生活保護の援護地又は措置権者である者の報酬助成は当該市町村が行うことが適当と考えるためと回答した市町村は26.4% [29.9%]。
 - ・財源確保が困難と回答した市町村は25.8% [23.6%]。
 - ・他市町村が市町村申立を行った者の報酬助成は当該市町村が行うことが適当と考えるためと回答した市町村は18.8% [22.4%]。

(3)市町村長申立の対象者を検討する仕組み等の整備状況と課題

- ① 市町村長申立の必要性等を検討する仕組みの整備状況
 - ・庁内関係部署で、市町村長申立の要否判断に関する要綱やマニュアル等を共有していない市町村が40.3% [41.8%]。
 - ・庁内関係部署で、市町村長申立の必要性を検討する体制を整備していない市町村が40.5% [46.9%]。
 - ・専門職団体から、市町村長申立の必要性等について相談・助言を受けられる仕組みがない市町村は53.7% [58.8%]。

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

7. 調査結果(速報)

※速報値であり、数値は今後変動する可能性がある。

(3)市町村長申立の対象者を検討する仕組み等の整備状況と課題

② 市町村長申立に関する課題

- ・戸籍調査に時間を要すると回答した市町村は83.3% [76.8%]。
- ・書類作成に関して、親族からの返答に時間を要すると回答した市町村は65.1% [62.9%]。
- ・業務量に対して担当職員数が足りないため、申立てまでに時間がかかると回答した市町村は58.2% [53.3%]。

③ 利用支援事業に関する課題

- ・報酬助成件数や、申立て件数の予測ができず、予算の確保が難しいと回答した市町村は36.3%以上 [37.5%以上]。
- ・庁内で対象者、要件等の適否について見直し等の検討をする仕組みがないと回答した市町村は27.4% [26.4%]。

(4)自治体間の調整事例

(市町村長申立て)

- ① 複数の自治体間で調整を要した事例があったと回答した市町村は11.3% [5.3%]。
- ② 上記のうち、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について (R3.11.26通知)」を活用して調整できた事例は70.1% [63.0%]。
- ③ 一方で、通知を活用しようとしたところ、実施対象自治体の要綱では、要件の定めにより事業の実施対象外とされたために調整ができなかった事例もあった。
- ④ 市町村長申立の対象者として、住所地特例対象施設の入所者を対象としていない市町村は、22.8% [18.7%]。
また、他市町村に所在する病院に長期入院している者等については、32.6% [32.5%]の市町村は対象外。

(利用支援事業)

- ① 利用支援事業について、複数の自治体間で調整を要した事例があったと回答した市町村は12.9% [7.5%]で、「報酬助成の補助対象要件の違い」が一番多く、そのうち「本人の住所、居所の要件」が81.3% [67.3%]であった。
- ② 報酬助成の対象者として、住所地特例対象施設の入所者を対象としていない市町村は、23.7% [20.4%]。
また、他市町村に所在する病院に長期入院している者等については、32.7% [33.5%]の市町村は対象外。
本人申立・親族申立を対象としているのは65.7%以上 [65.0%以上]。
他の市町村長が市町村長申立てをした場合についても対象としているのは44.3% [44.6%]。

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

7. 調査結果(速報)

※速報値であり、数値は今後変動する可能性がある。

(5)都道府県の取組

- ① 権利擁護支援や成年後見制度、市町村申立に関する研修の企画・実施は、83.0%の都道府県が実施。
- ② 家庭裁判所に対する市町村別の申立件数等の統計データ等に関する情報提供依頼は78.7%の都道府県が実施。
- ③ 市町村長申立て前後の、虐待者や親族等からの暴力・暴言、嫌がらせ、訴訟等に関する相談・助言対応や、マニュアル等の整備・情報提供、専門職団体に対するこれらの相談・助言に対する協力依頼を実施している都道府県は少なかった。
- ④ 市町村長申立てに関し、市町村間の調整が整わず、市町村から相談を受けた都道府県は14.9%。調整が必要だった内容は「申立者」が85.7%で、いずれかの市町村が申立てを行うかであった。

(6)(ヒアリング結果より)好事例自治体の取組

- 足立区・・・市町村長申立ての検討を効率的に行うための相談のチェックシートの作成・活用。
- 諫早市・・・利用支援事業の内容をホームページに掲載。専門職等から問合せがあり、施策の共有が進んだ。
- 新潟県・・・県と県社会福祉協議会が連携し、管内市町村の状況を把握するとともに、各地域の状況や課題に応じた個別相談・支援を実施。
- 香川県・・・県の働きかけにより、利用支援事業の申立者の要件について、管内全ての市町村が本人申立・親族申立も対象となり、統一が図られた。

調査結果（速報）を受けた対応について（案）

調査結果（速報）で明らかになったこと等を踏まえ、以下の項目について留意事項を示すこととしてはどうか。

(1)要綱等の整備

- 事業を組織的に行うことや、必要な予算を確保するためにも、要綱の整備は必要と考えられるが、要綱等を整備していない市町村が確認されたことから、事業の実施とともに、実施する場合の要綱等の整備の必要性について記載する。

(2)市町村長申立てに係る申立基準の原則の再周知

- 市町村長申立てに係る申立基準の原則についての通知（※）について、本通知を元にして市町村間での申立てに係る実施責任がいずれにあるかを調整できた事例が70%あった一方で、通知の内容が自治体の要綱に反映されていないことで調整できなかった事例が確認された。このことから、本通知の再周知を行う。

※ 令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」

(3)利用支援事業の適切な実施についての再周知

- 利用支援事業の適切な実施についての通知（※）について周知しているところであるが、利用支援事業の助成対象を限定している自治体に対し、再度、適切な実施を促す。
 - ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
 - ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
 - ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

※ 令和4年10月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課通知「成年後見制度利用支援事業の適切実施について」

調査結果（速報）を受けた対応について（案）

（4）利用支援事業の周知・広報

- 利用支援事業の内容や実施要綱等についてホームページ掲載等により周知・広報を行った結果、関係機関や専門職等から問合せを受けるようになり、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認されたことから、利用支援事業の周知及び広報を行うことの有効性について周知する。

（5）好事例自治体の取組の周知

- 要綱等を整備していない理由や、制度を設けていない理由として、対象となる事例がない（少ない）との回答が多かった他、課題として手続き面や予算要求に係る課題が挙げられたことから、利用支援事業及び市町村長申立を適切に実施している市町村の実施要綱やマニュアル、自治体間の調整事例等を好事例とし、取組の共有を図る。
- 都道府県において、管内市町村の実施状況を把握し、利用支援事業の助成対象となる申立類型等について管内市町村のばらつきを解消した事例を好事例とし、取組の共有を図る。

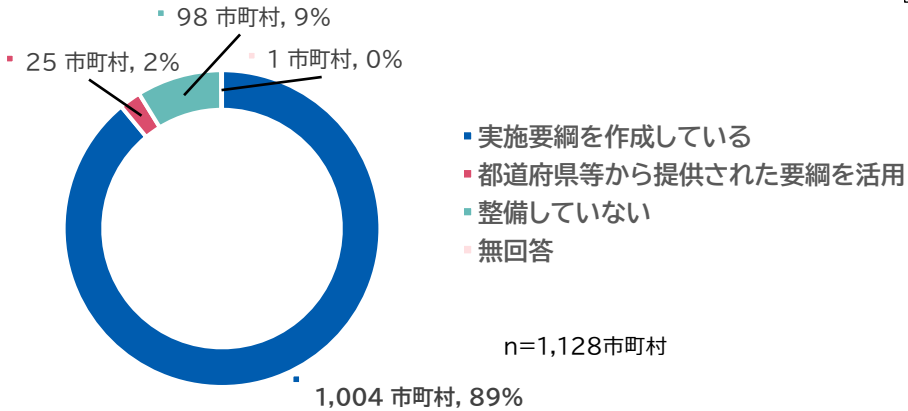
①アンケート調査結果詳細

【市町村（高齢福祉担当部署）】

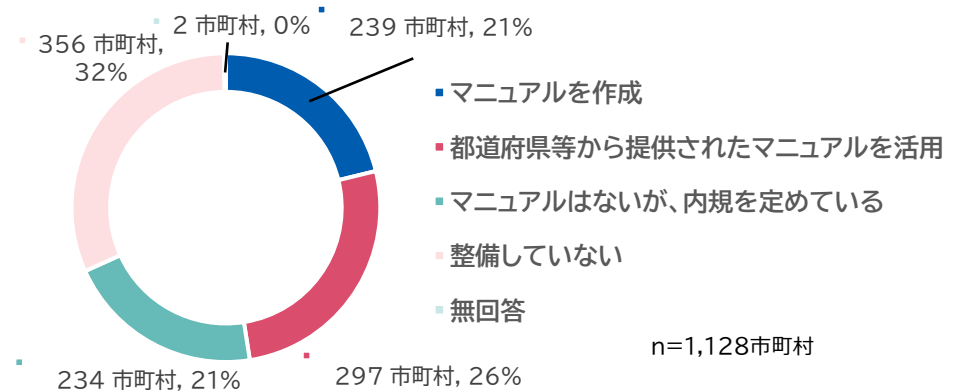
※速報値であり、数値は今後変動する可能性がある。

1 要綱等の整備状況

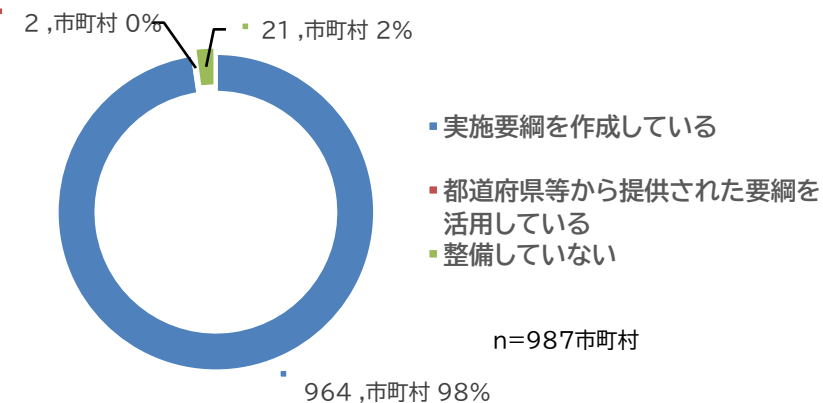
図①市町村長申立てに関する要綱等の整備状況



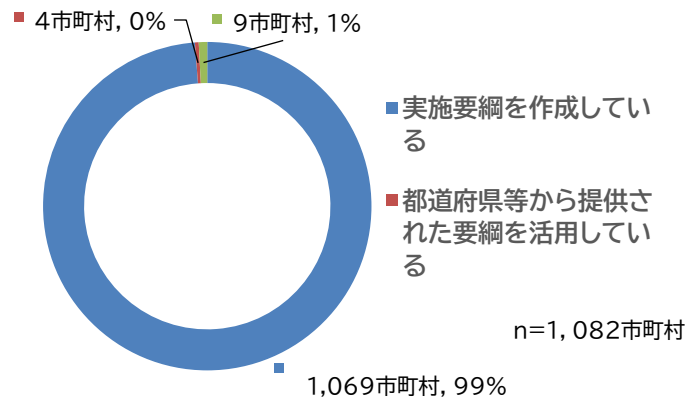
図②市町村長申立てに関するマニュアル・内規等の整備状況



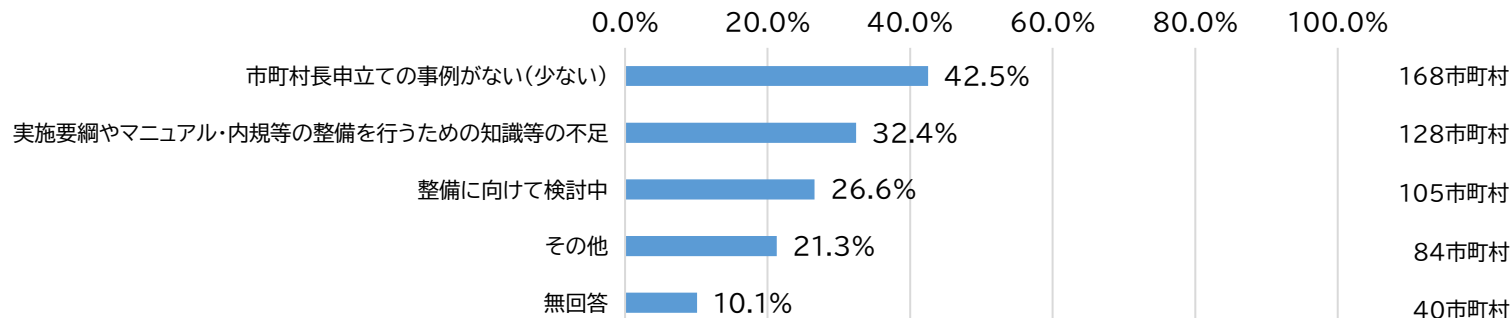
図③申立費用助成に関する実施要綱の整備状況



図④報酬助成に関する実施要綱の整備状況

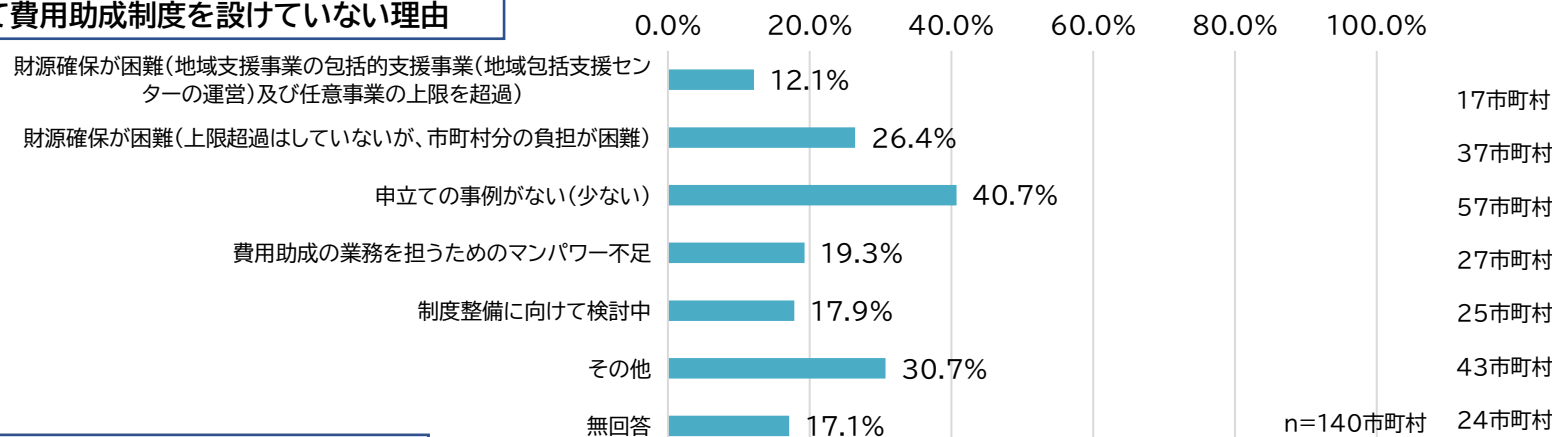


図⑤市町村長申立てに関する実施要綱やマニュアル・内規等を整備しない理由



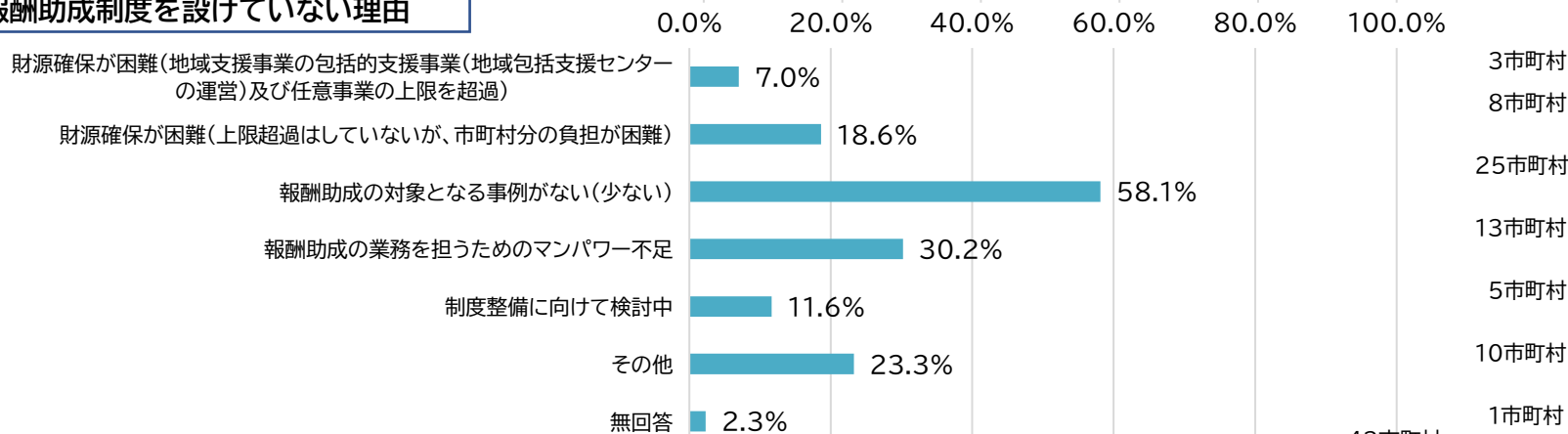
n=395市町村

図⑥申立て費用助成制度を設けていない理由



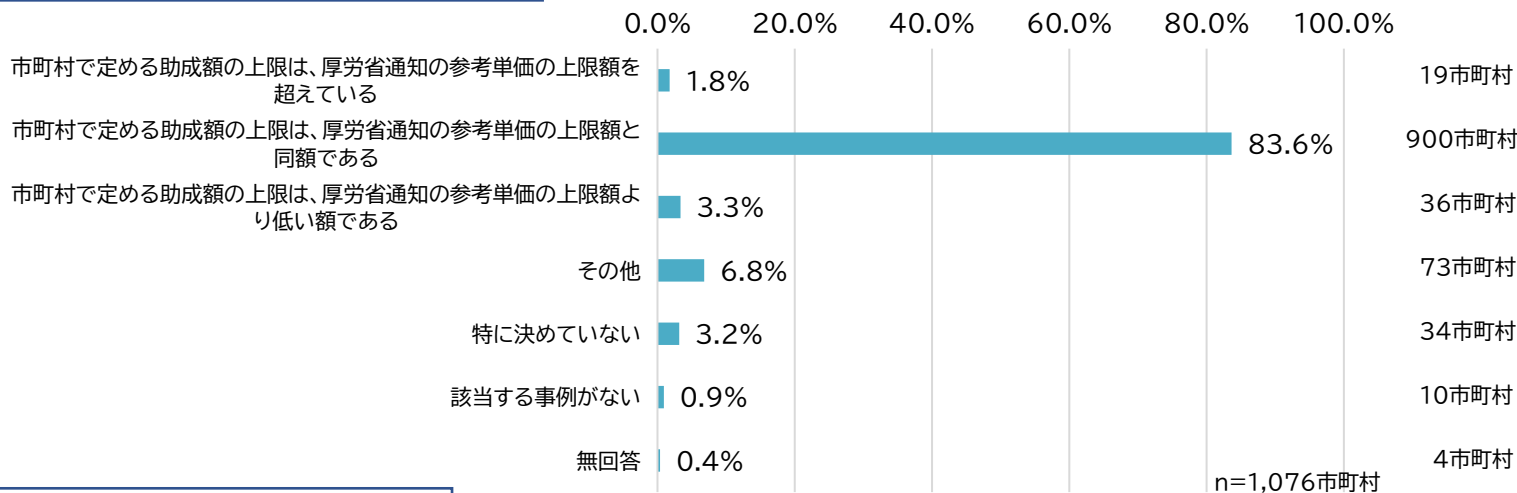
n=140市町村

図⑦報酬助成制度を設けていない理由

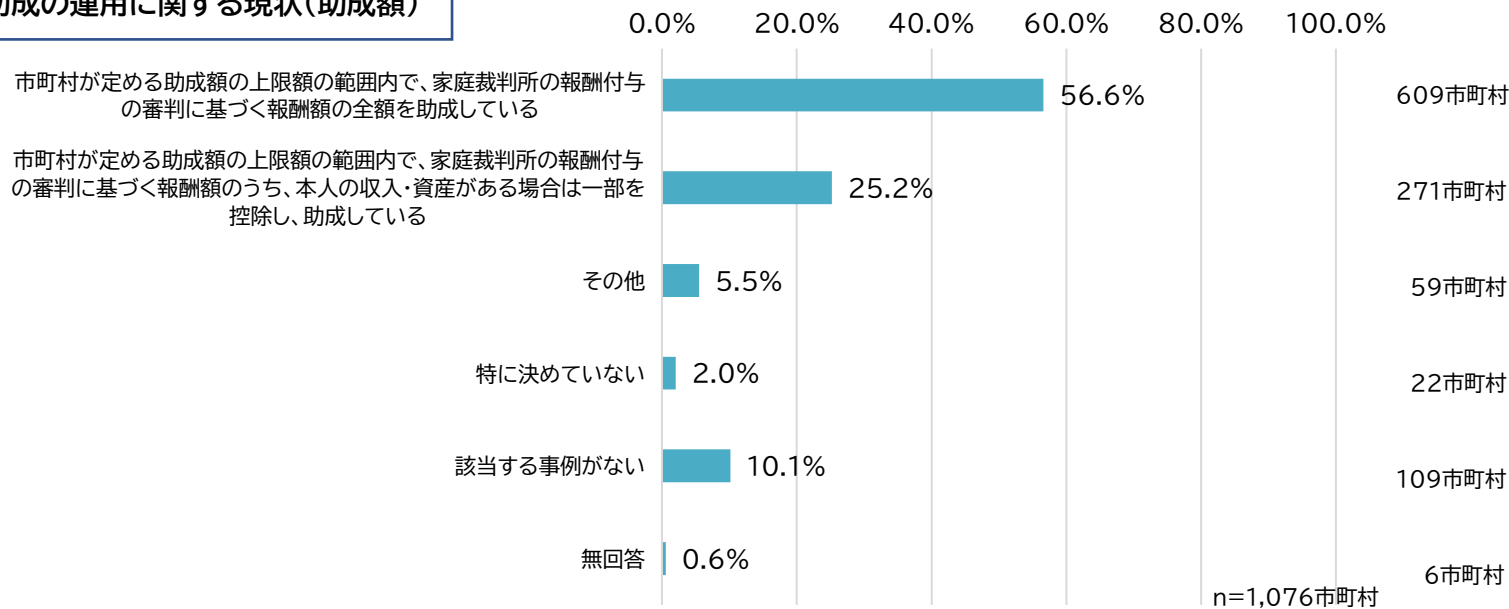


n=43市町村

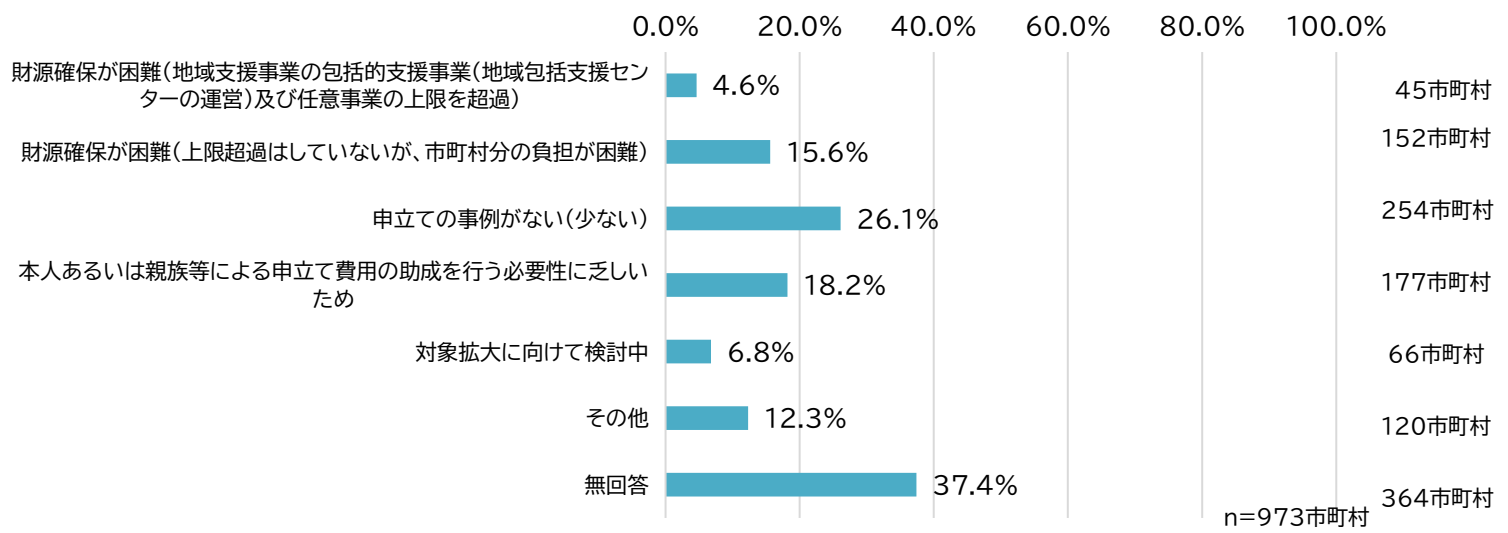
図⑧報酬助成の運用に関する現状(助成額の上限)



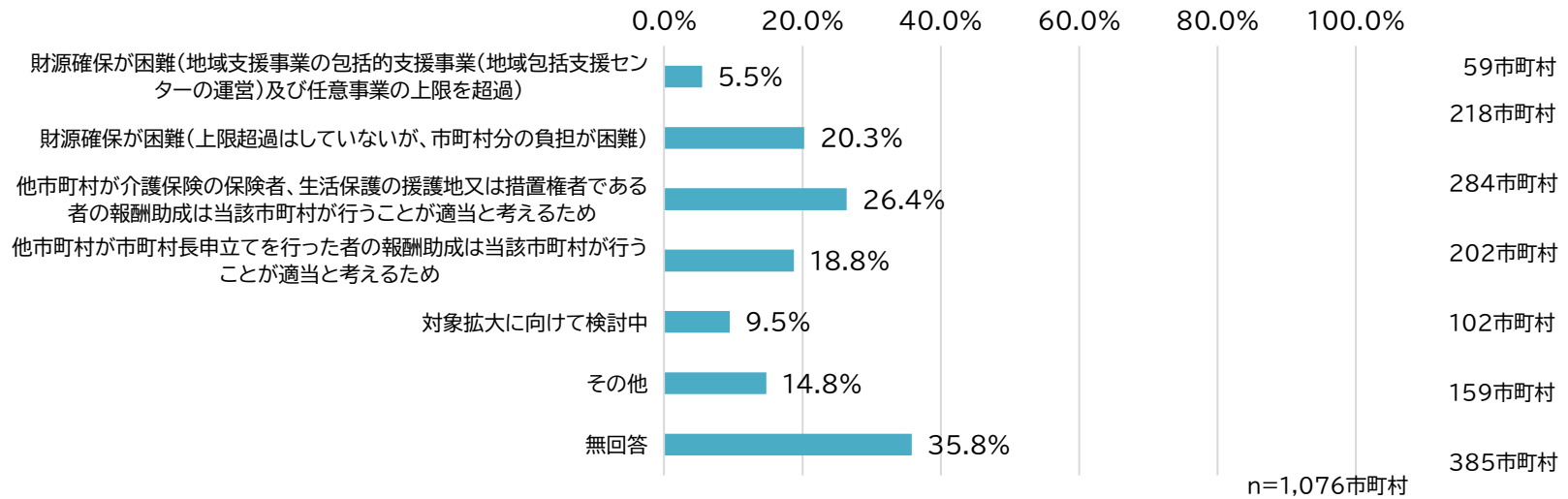
図⑨報酬助成の運用に関する現状(助成額)



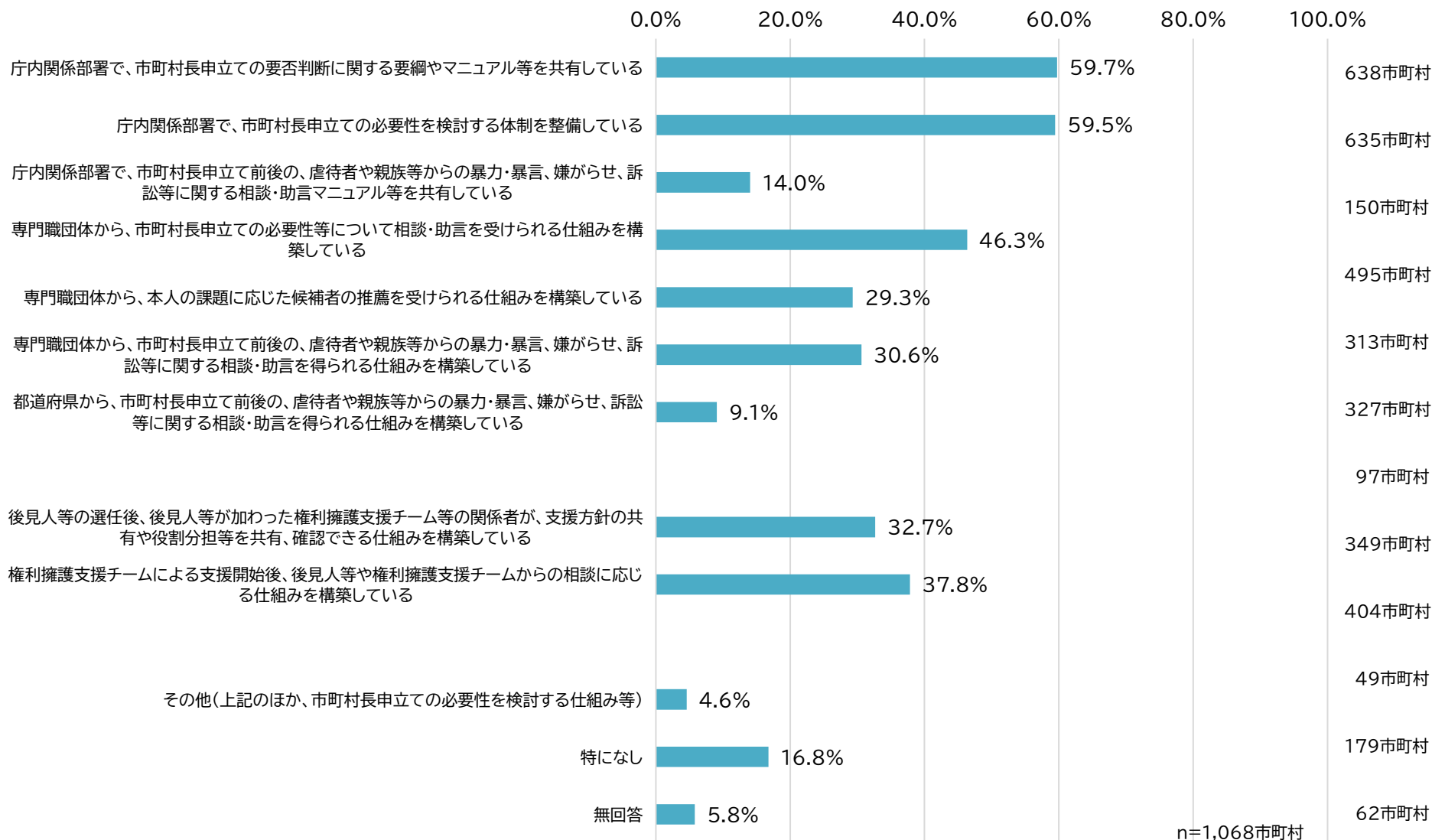
図⑩申立費用助成で対象としていない項目がある場合の理由



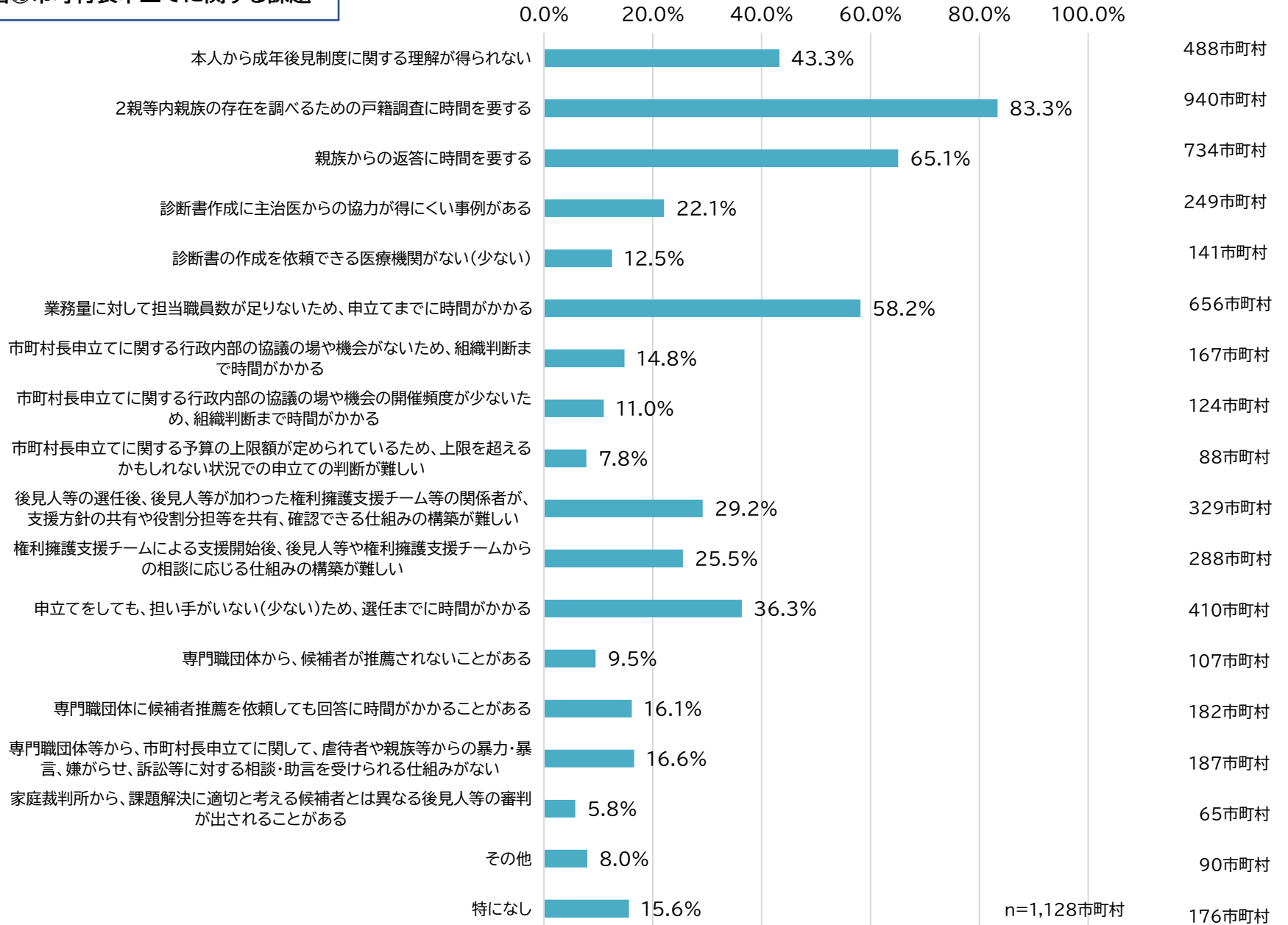
図①報酬助成で対象としていない項目がある場合の理由



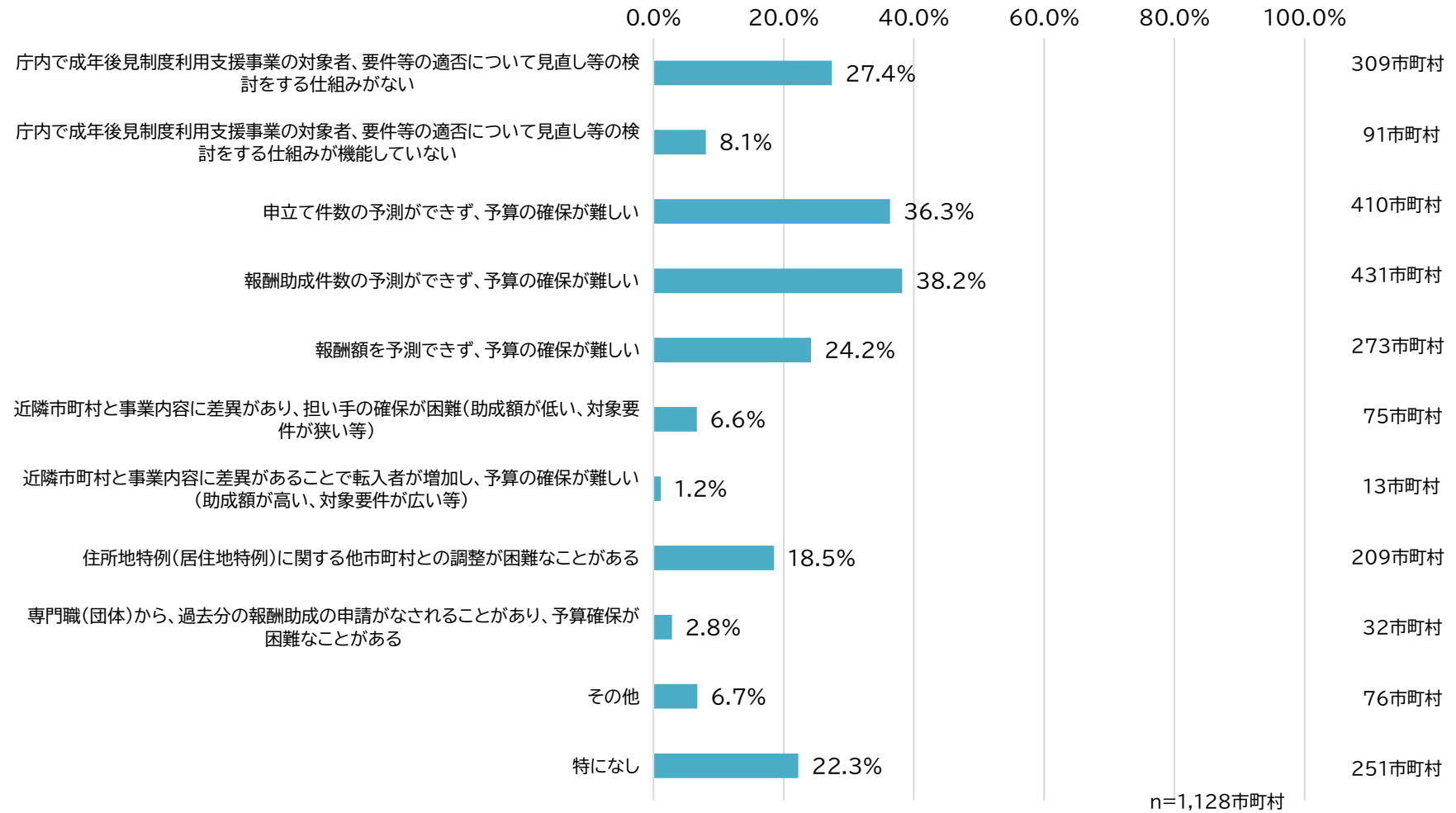
図⑫市町村長申立ての必要性やチーム支援の方針等を検討する仕組みの整備状況



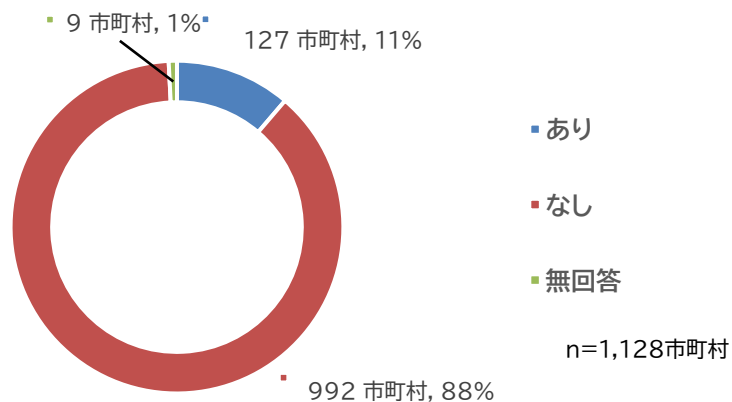
図⑬市町村長申立てに関する課題



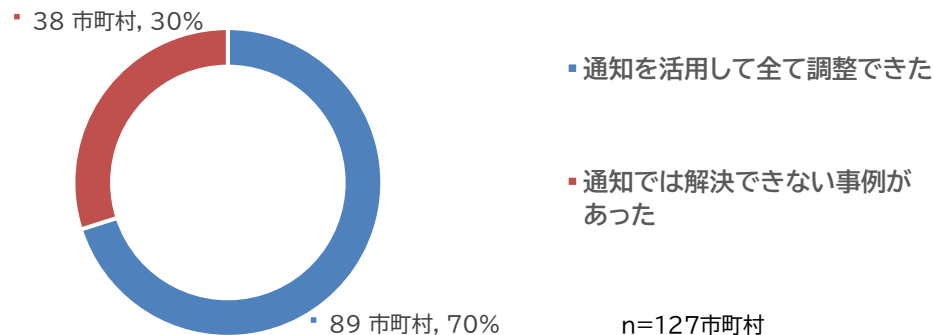
図⑭成年後見制度利用支援事業に関する課題



図⑮市町村長申立てに関し、複数の自治体間で調整を要した事例の有無

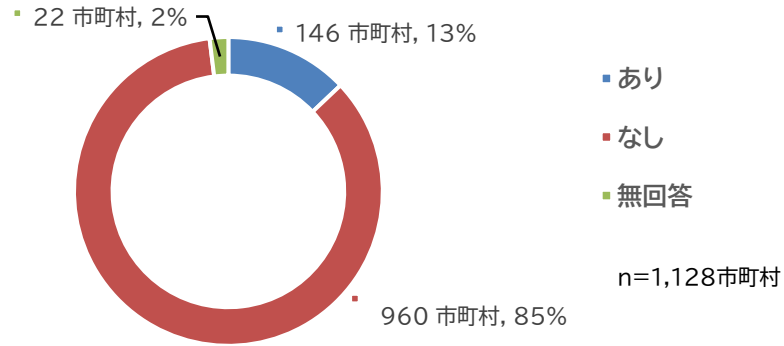


図⑯上記の事例のうち、令和3年11月26日付け通知※の活用状況

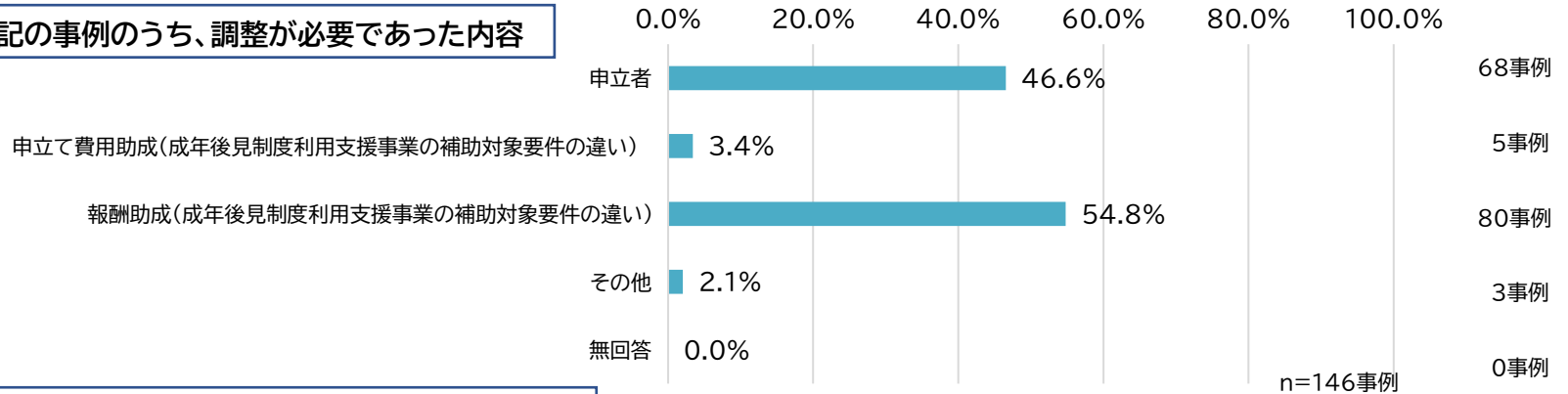


※令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」

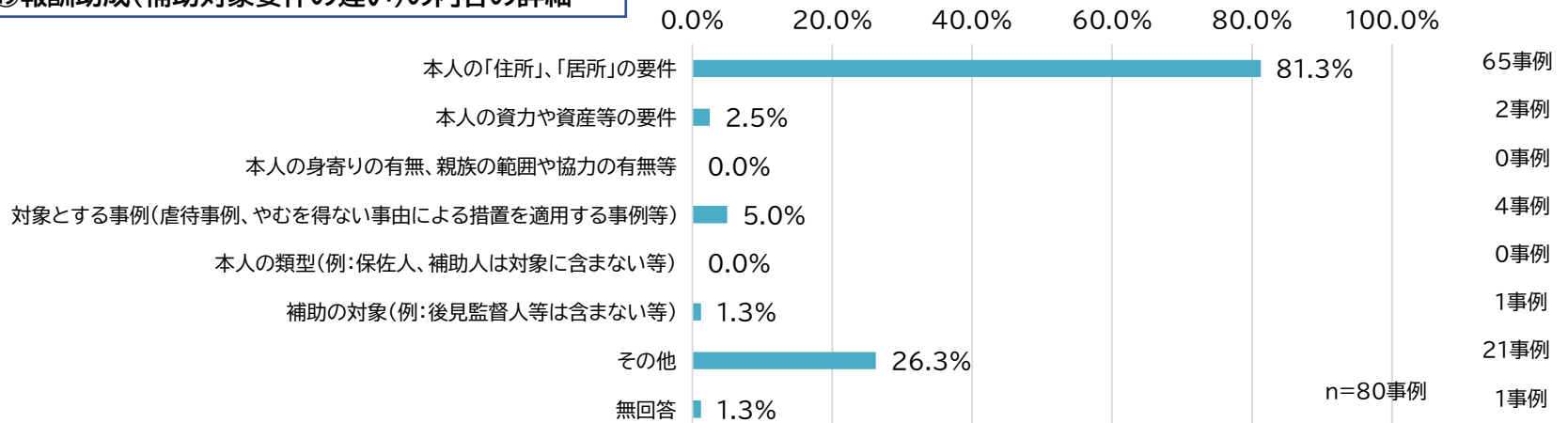
図⑰利用支援事業に関し、複数の自治体間で調整を要した事例の有無



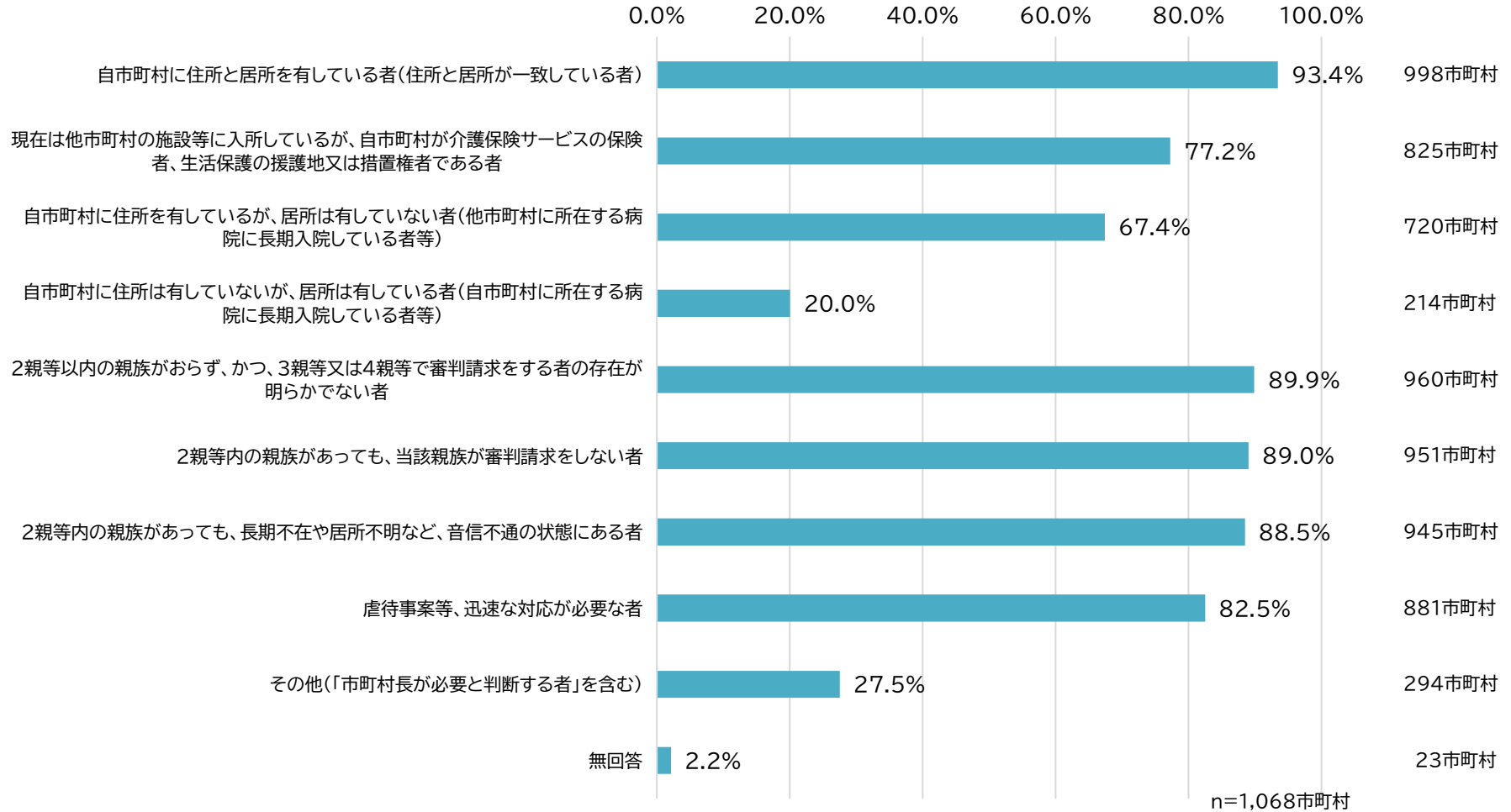
図⑱上記の事例のうち、調整が必要であった内容



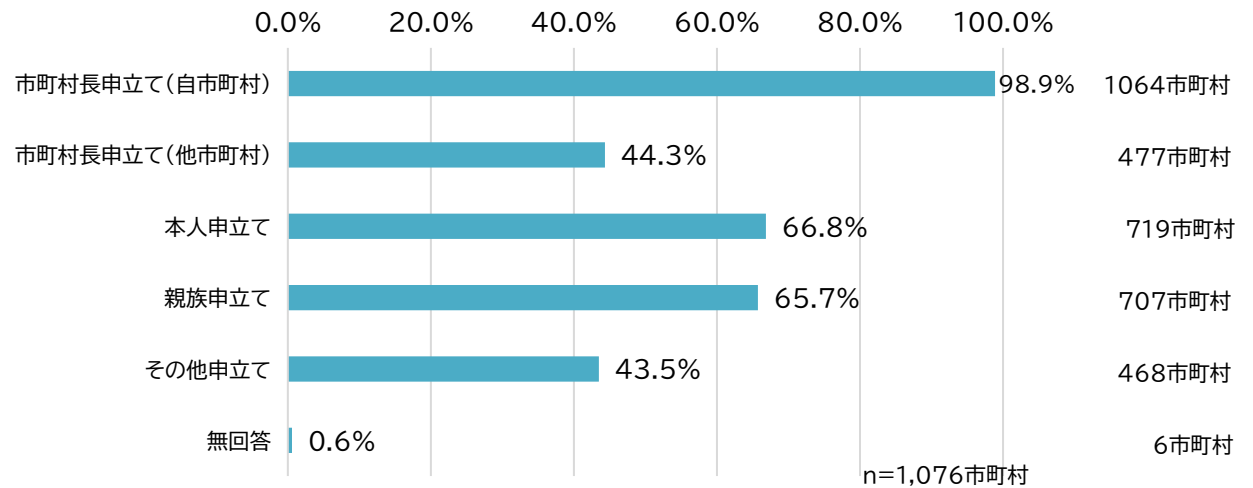
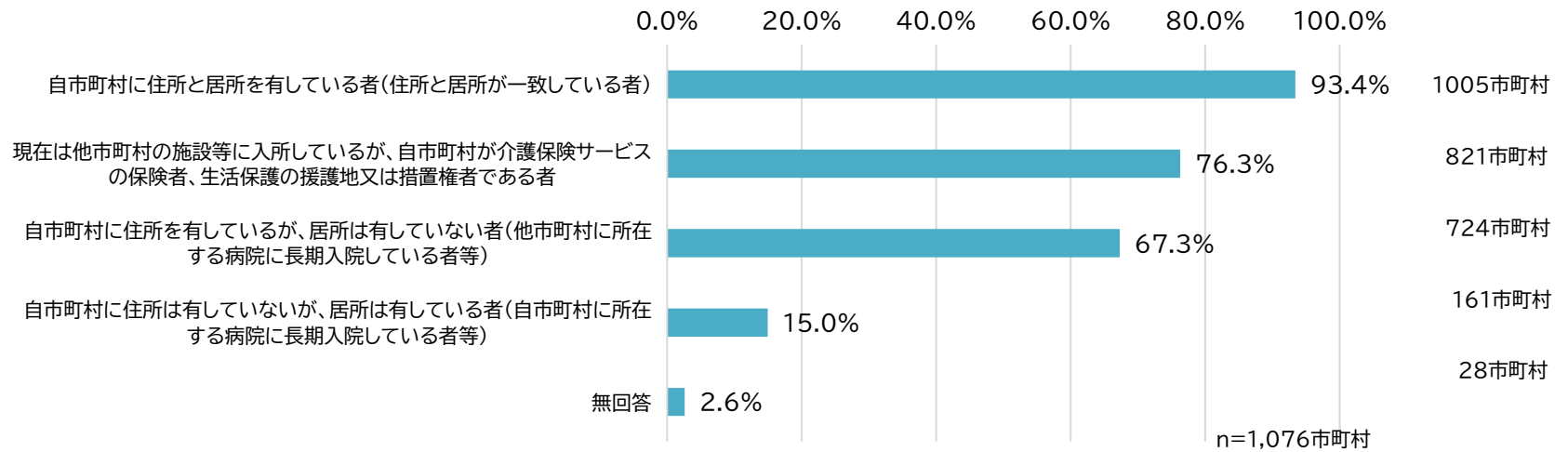
図⑲報酬助成(補助対象要件の違い)の内容の詳細



図⑩市町村長申立ての対象としている者



図①報酬助成の対象としている者



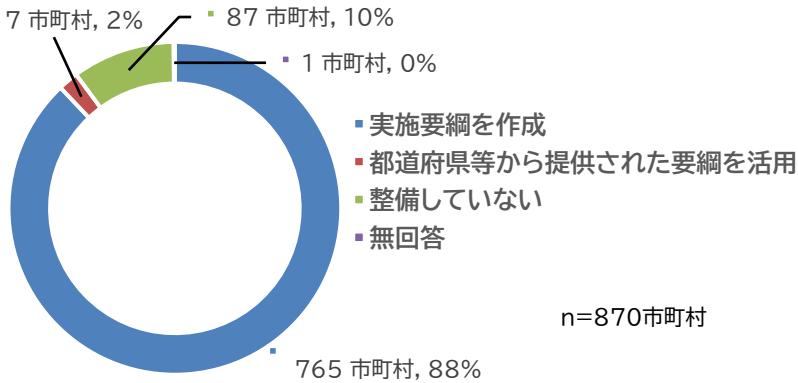
②アンケート調査結果詳細

【市町村（障害保健福祉担当部署）】

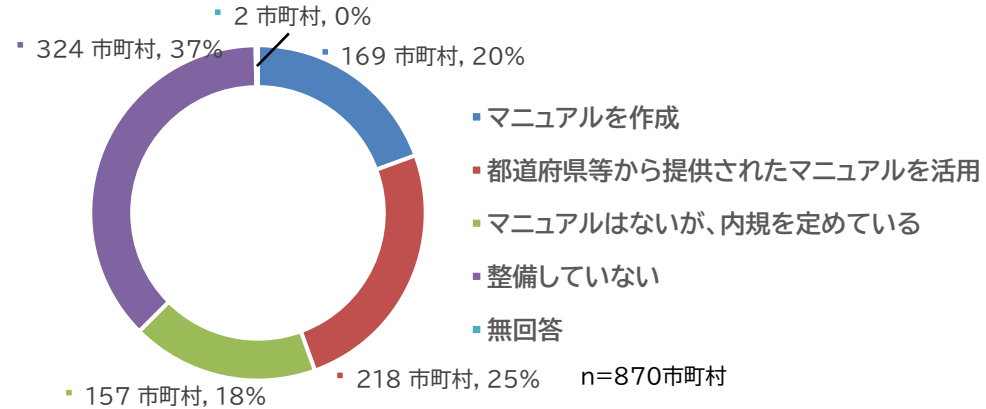
※速報値であり、数値は今後変動する可能性がある。

1 要綱等の整備状況

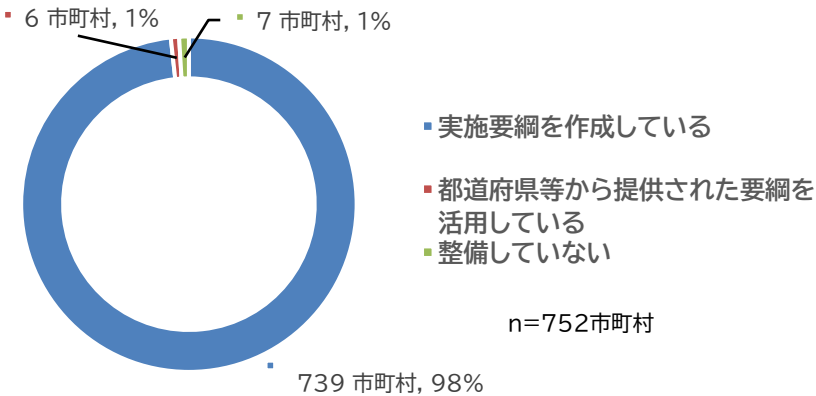
図①市町村長申立てに関する要綱等の整備状況



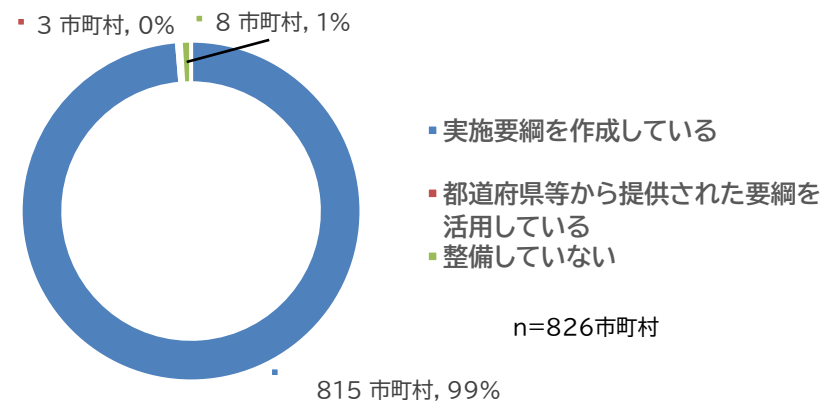
図②市町村長申立てに関するマニュアル・内規等の整備状況



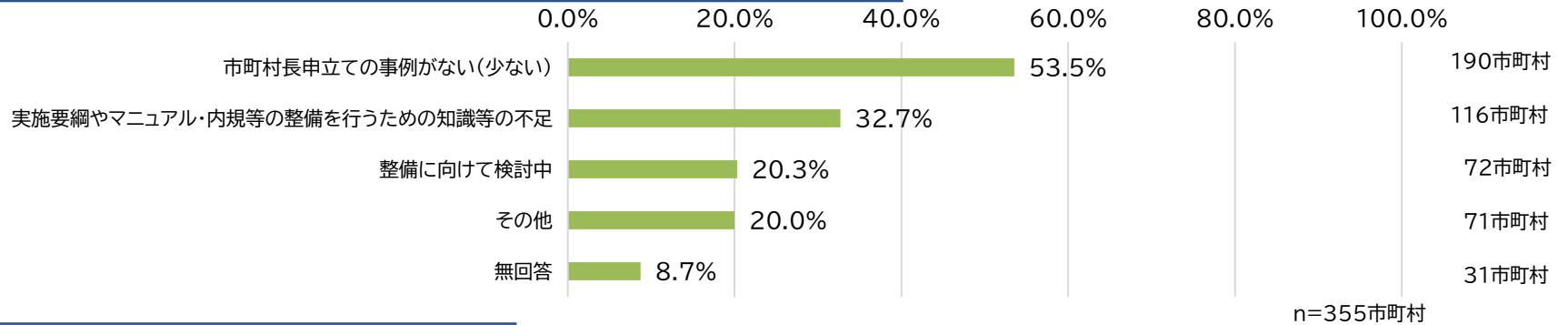
図③申立費用助成に関する実施要綱の整備状況



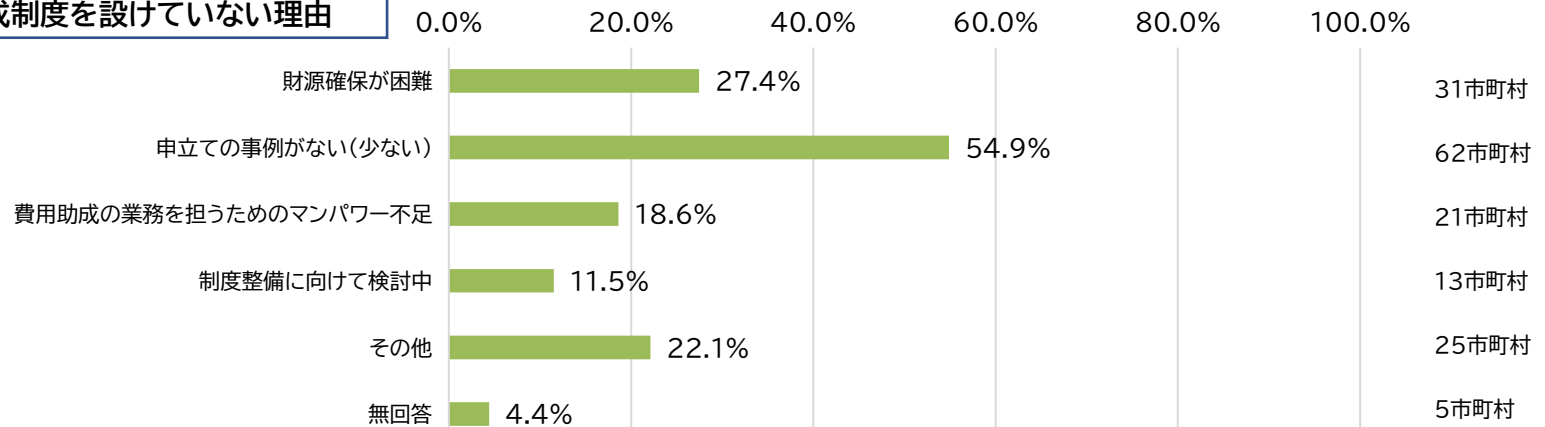
図④報酬助成に関する実施要綱の整備状況



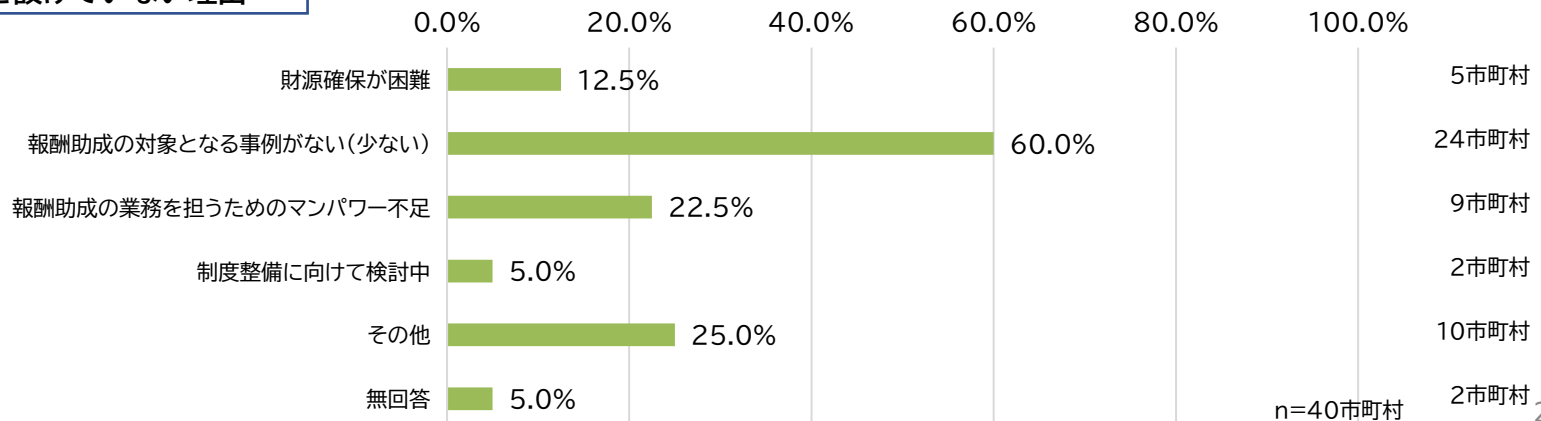
図⑤市町村長申立てに関する実施要綱やマニュアル・内規等を整備しない理由



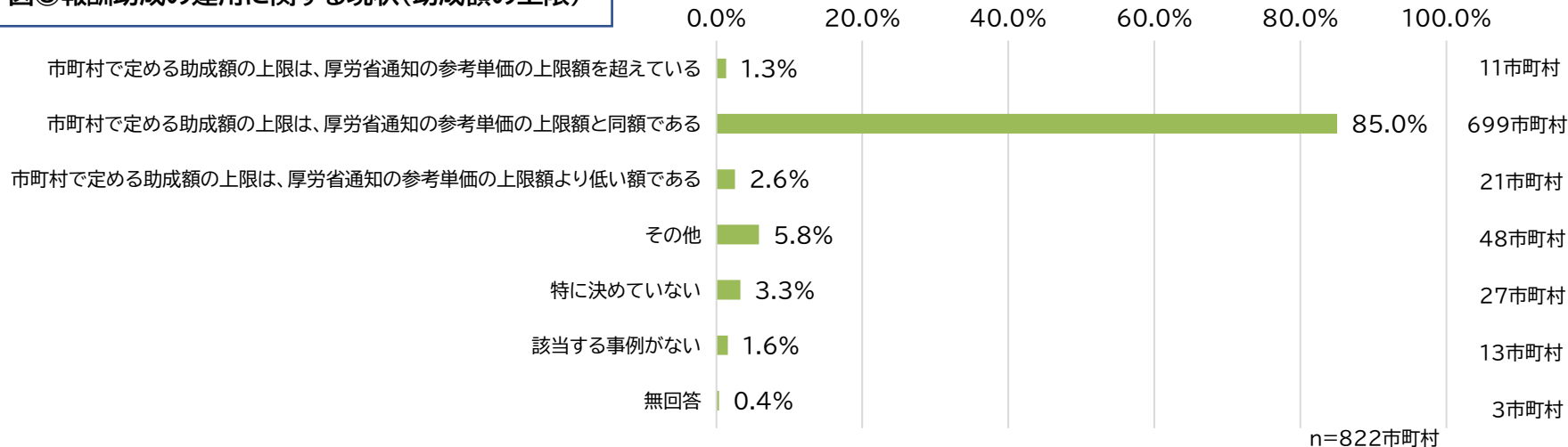
図⑥申立て費用助成制度を設けていない理由



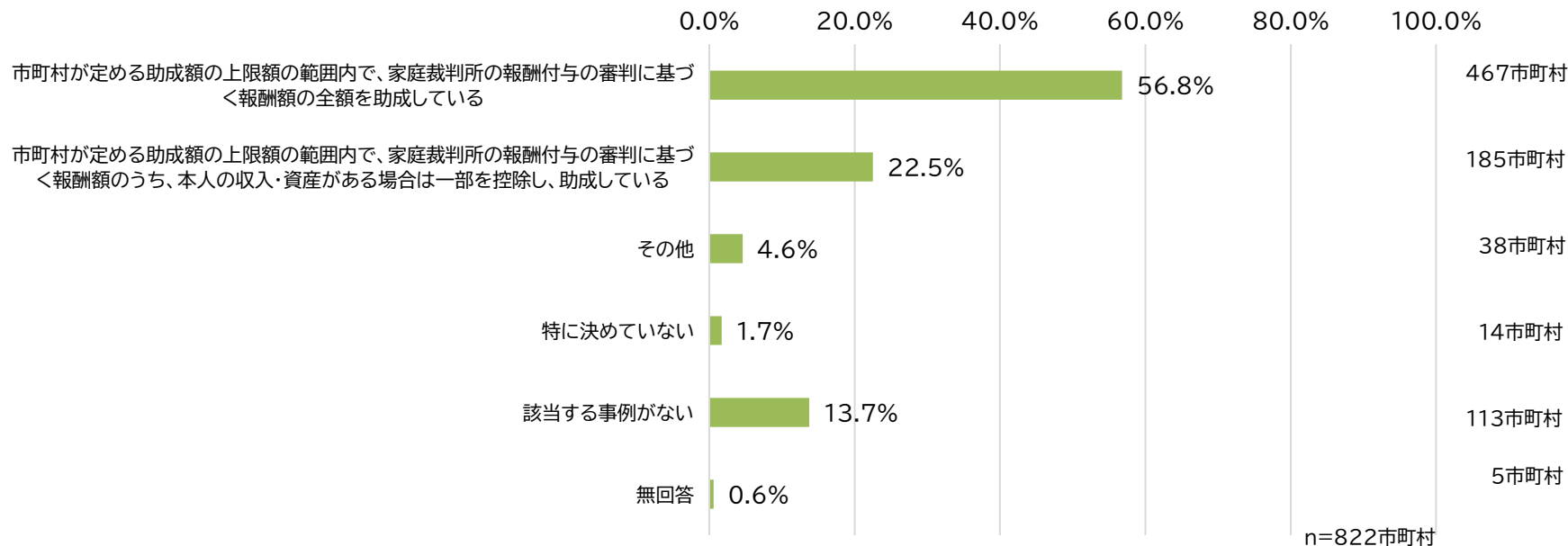
図⑦報酬助成制度を設けていない理由



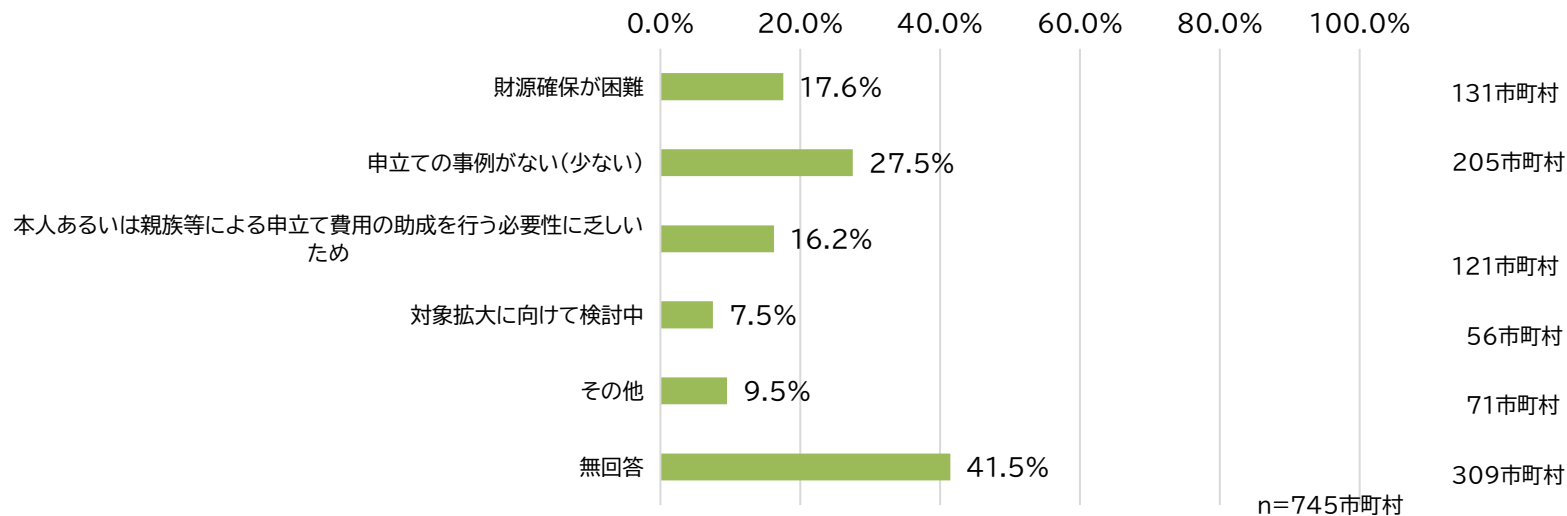
図⑧報酬助成の運用に関する現状(助成額の上限)



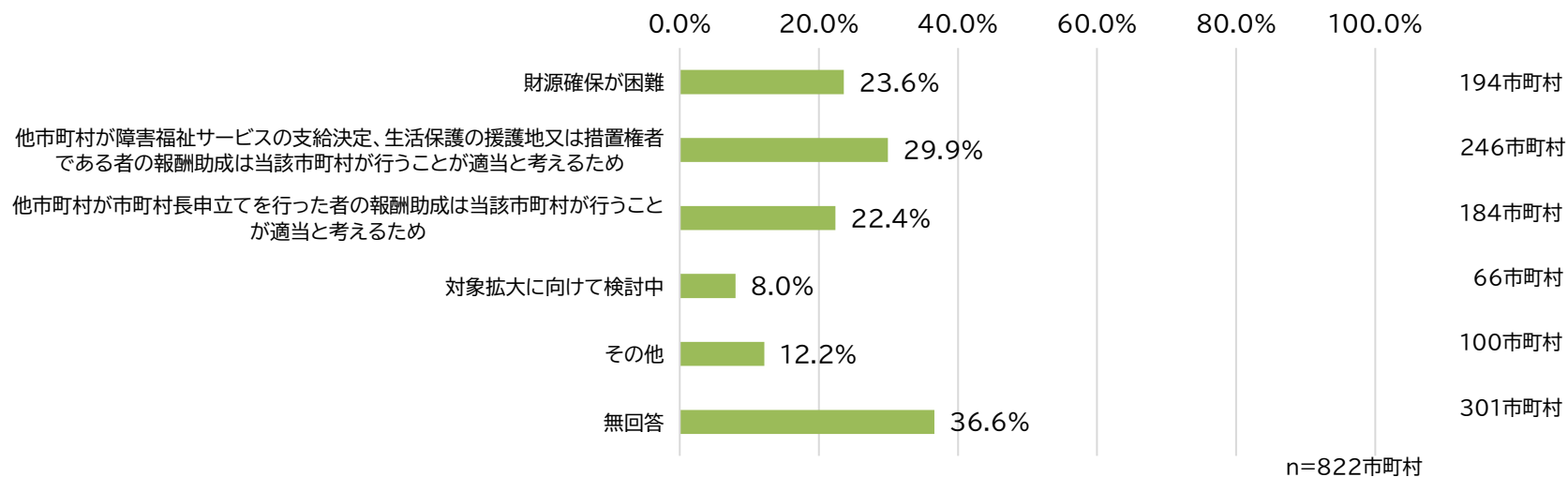
図⑨報酬助成の運用に関する現状(助成額)



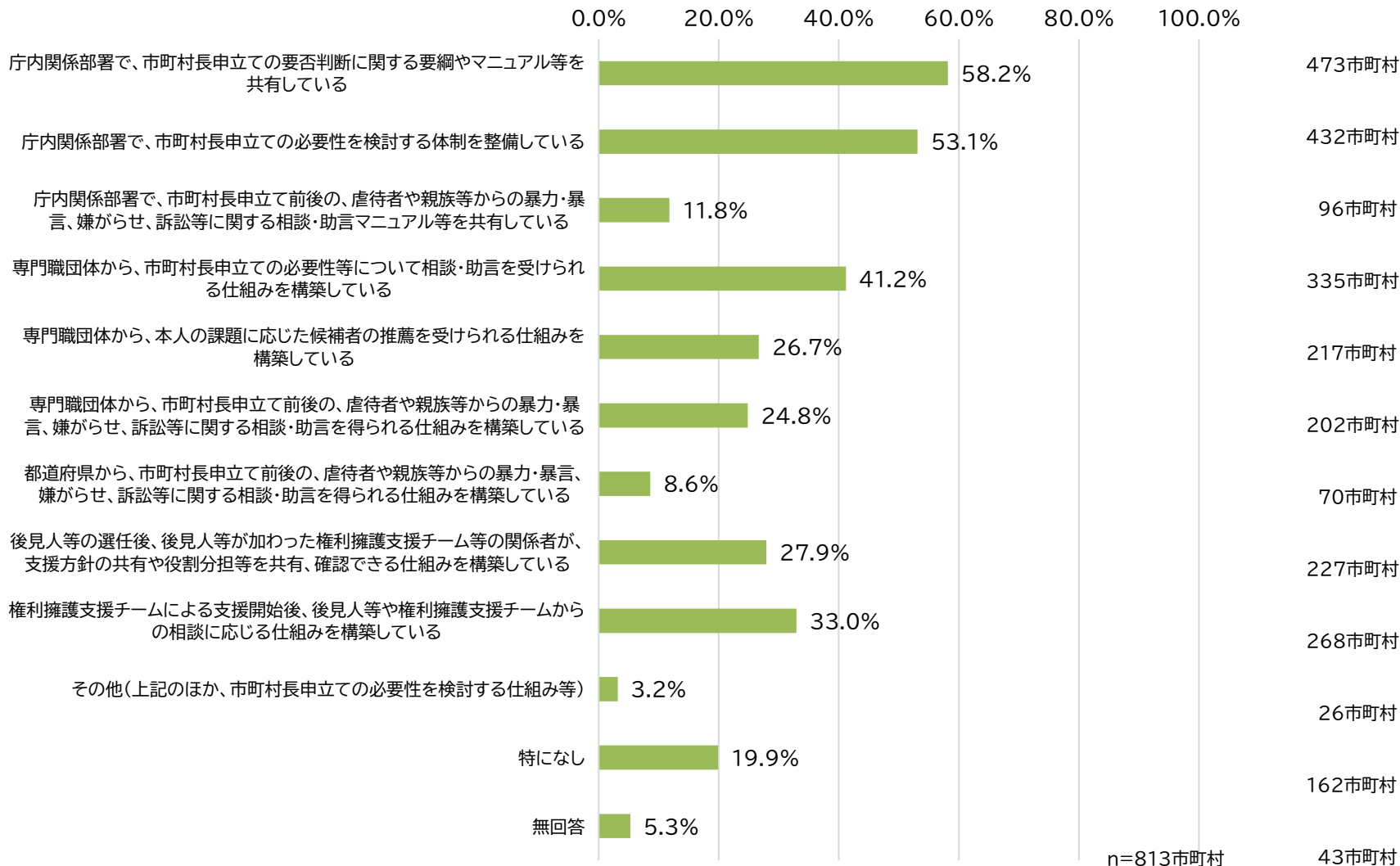
図⑩申立費用助成で対象としていない項目がある場合の理由



図①報酬助成で対象としていない項目がある場合の理由

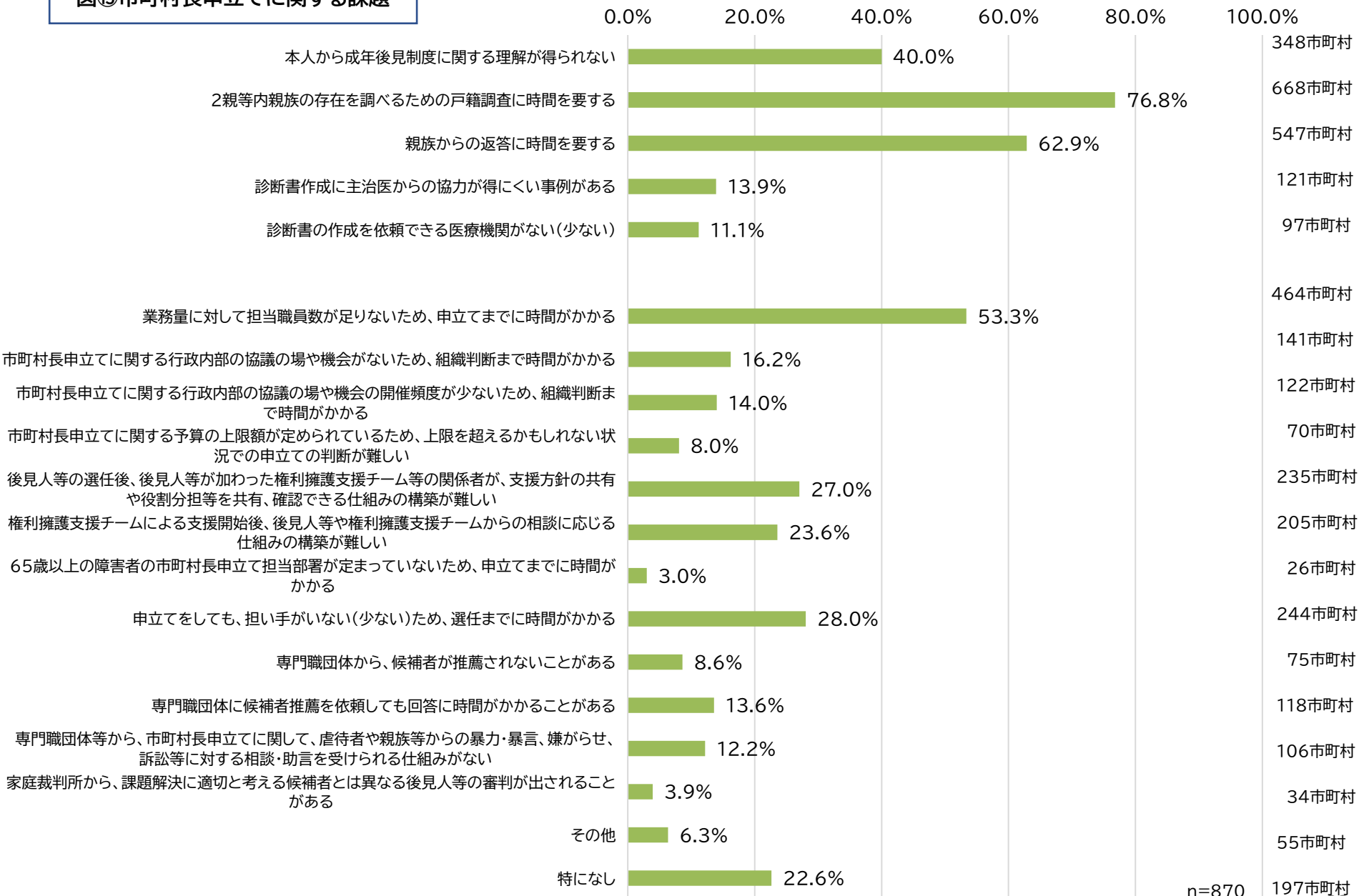


図⑫市町村長申立ての必要性やチーム支援の方針等を検討する仕組みの整備状況



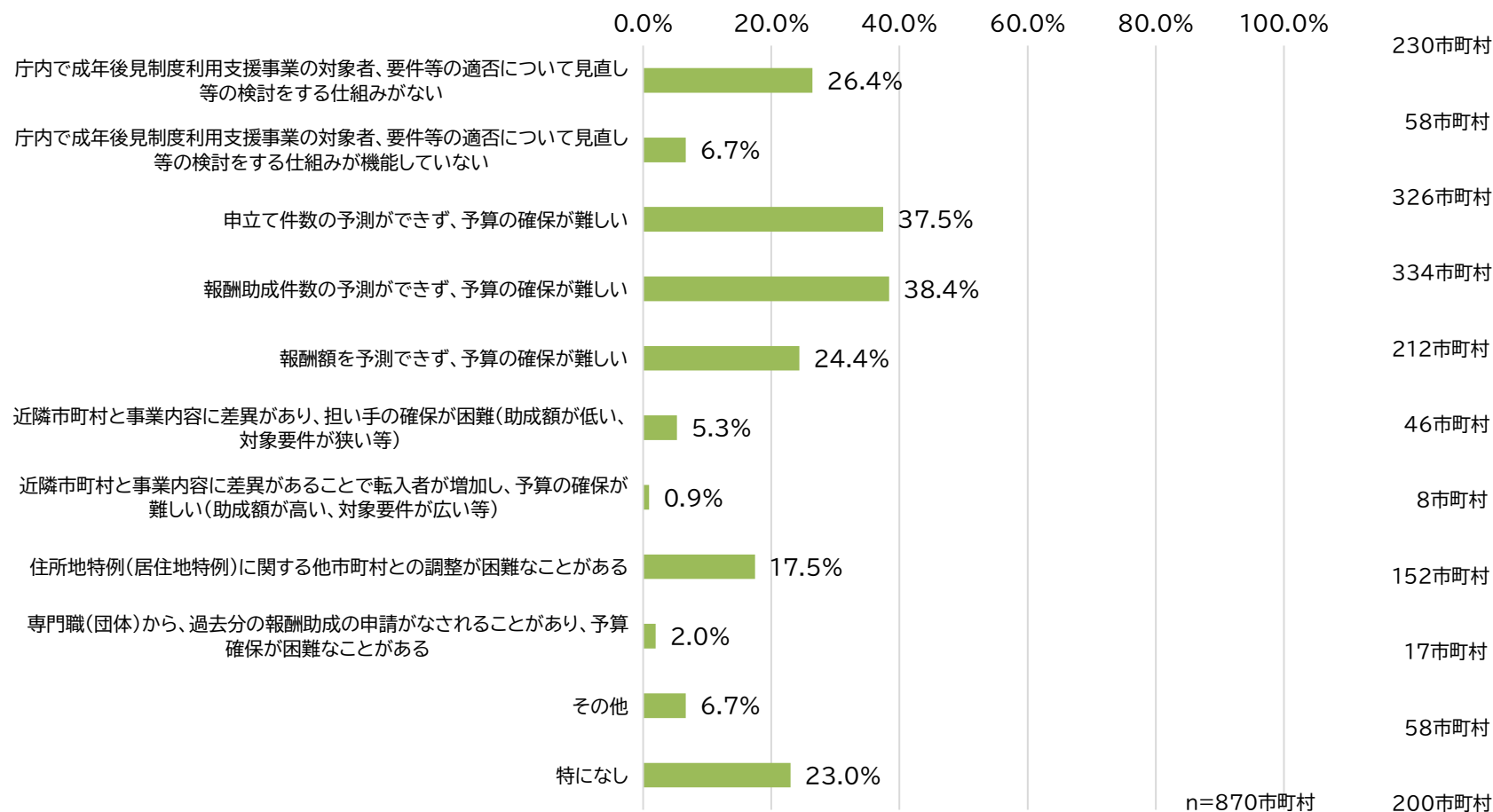
n=813市町村

図⑬市町村長申立てに関する課題

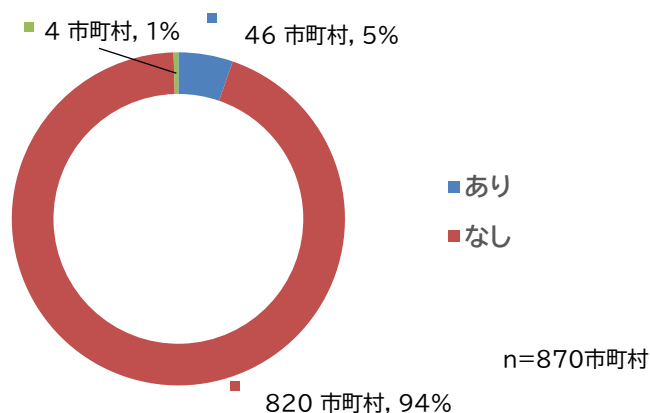


n=870

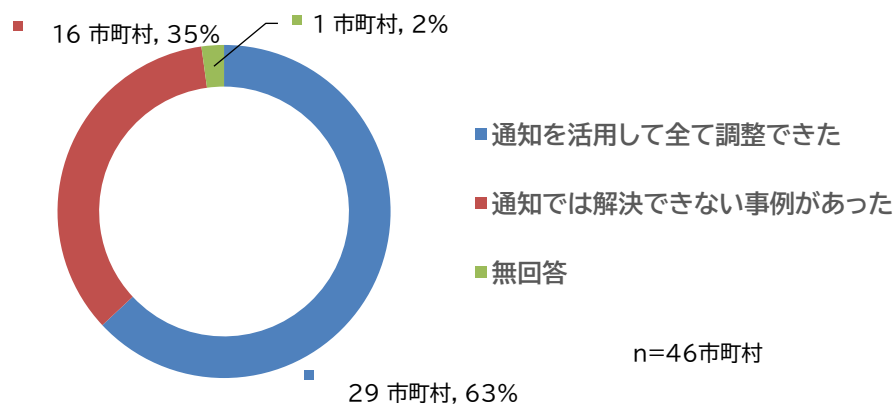
図⑭成年後見制度利用支援事業に関する課題



図⑮市町村長申立てに関し、複数の自治体間で調整を要した事例の有無

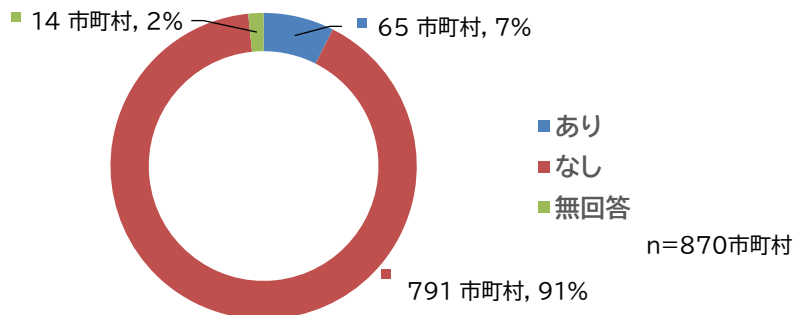


図⑯上記の事例のうち、令和3年11月26日付け通知※の活用状況

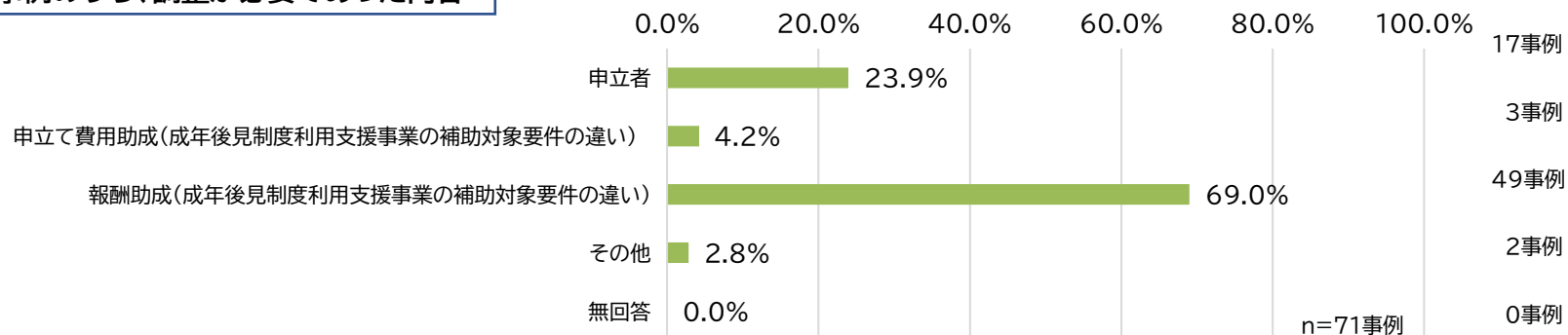


※令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」

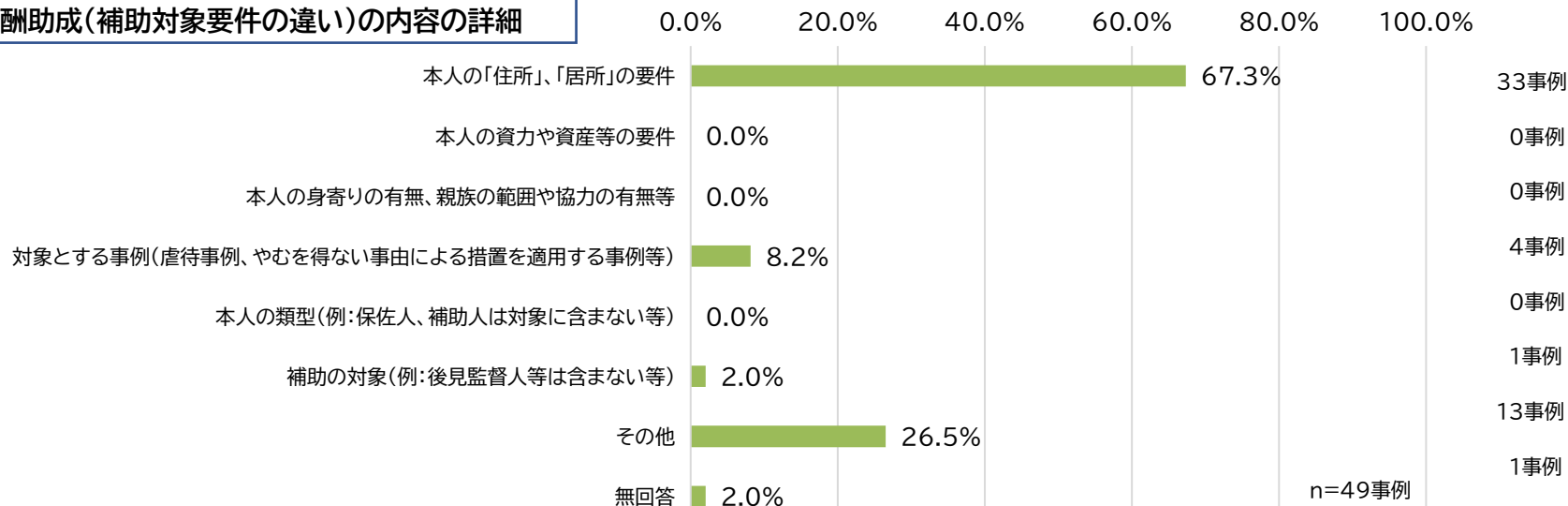
図⑰利用支援事業に関し、複数の自治体間で調整を要した事例の有無



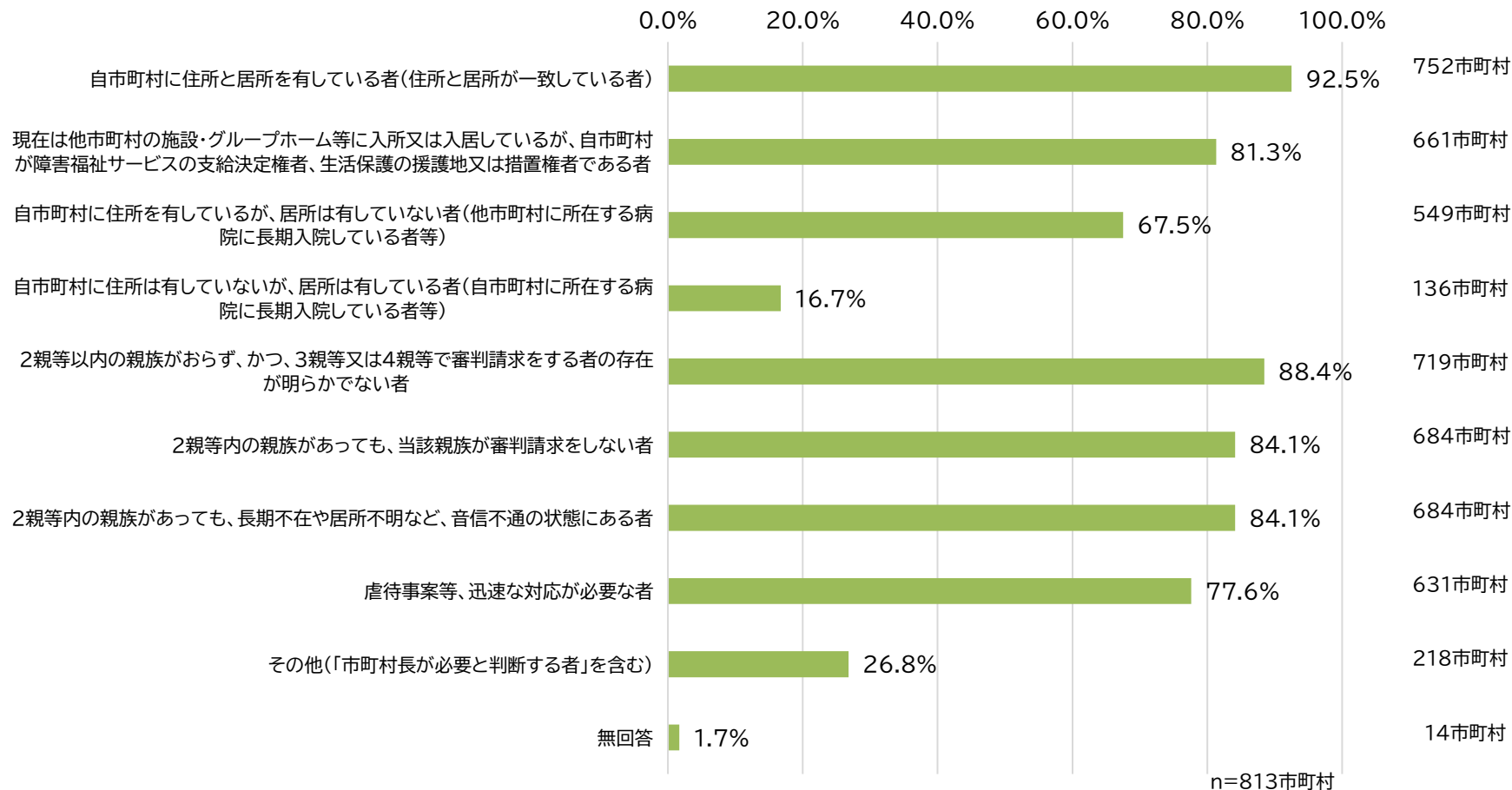
図⑱上記の事例のうち、調整が必要であった内容



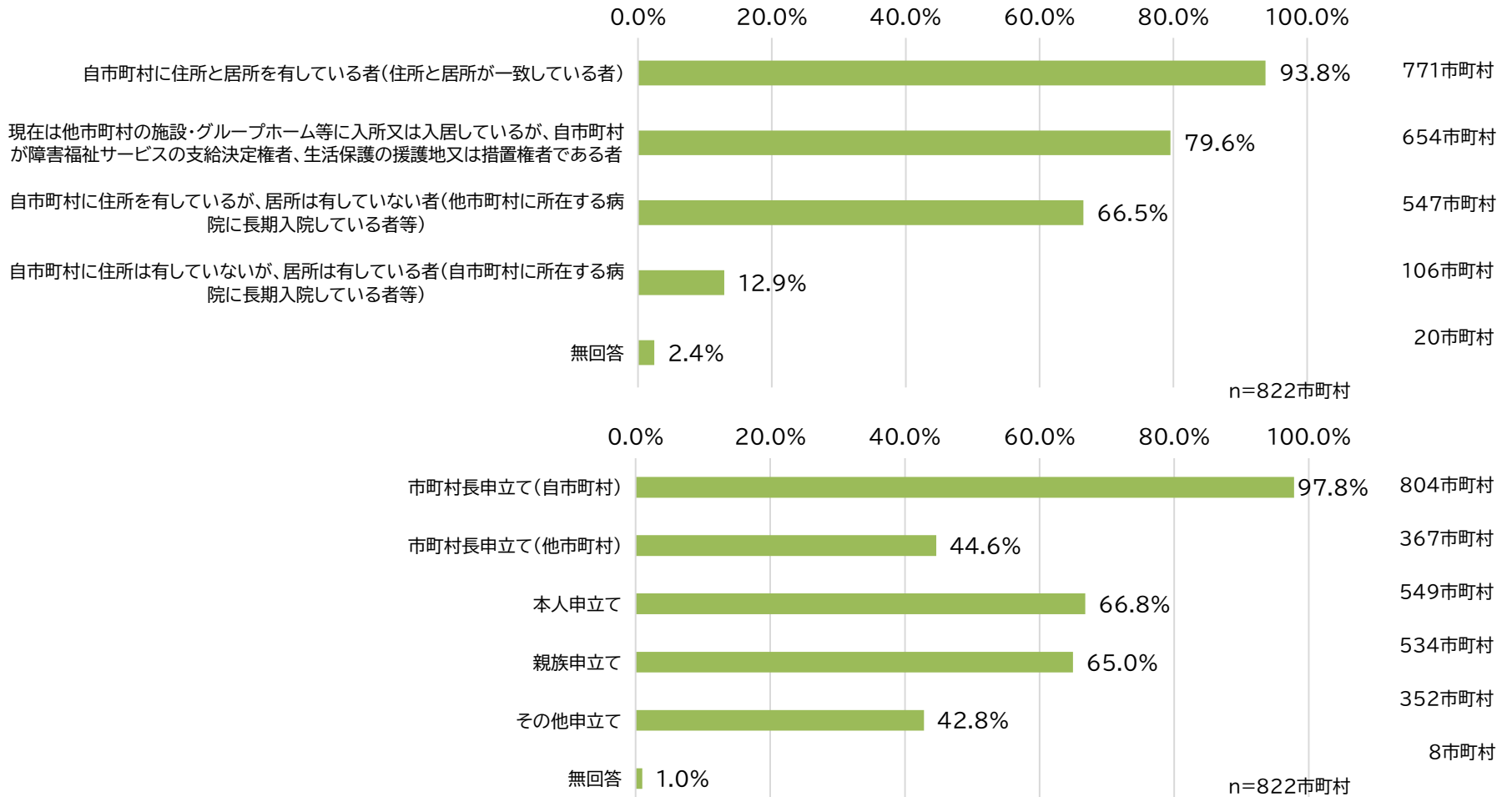
図⑲報酬助成(補助対象要件の違い)の内容の詳細



図⑳市町村長申立ての対象としている者



図①報酬助成の対象としている者



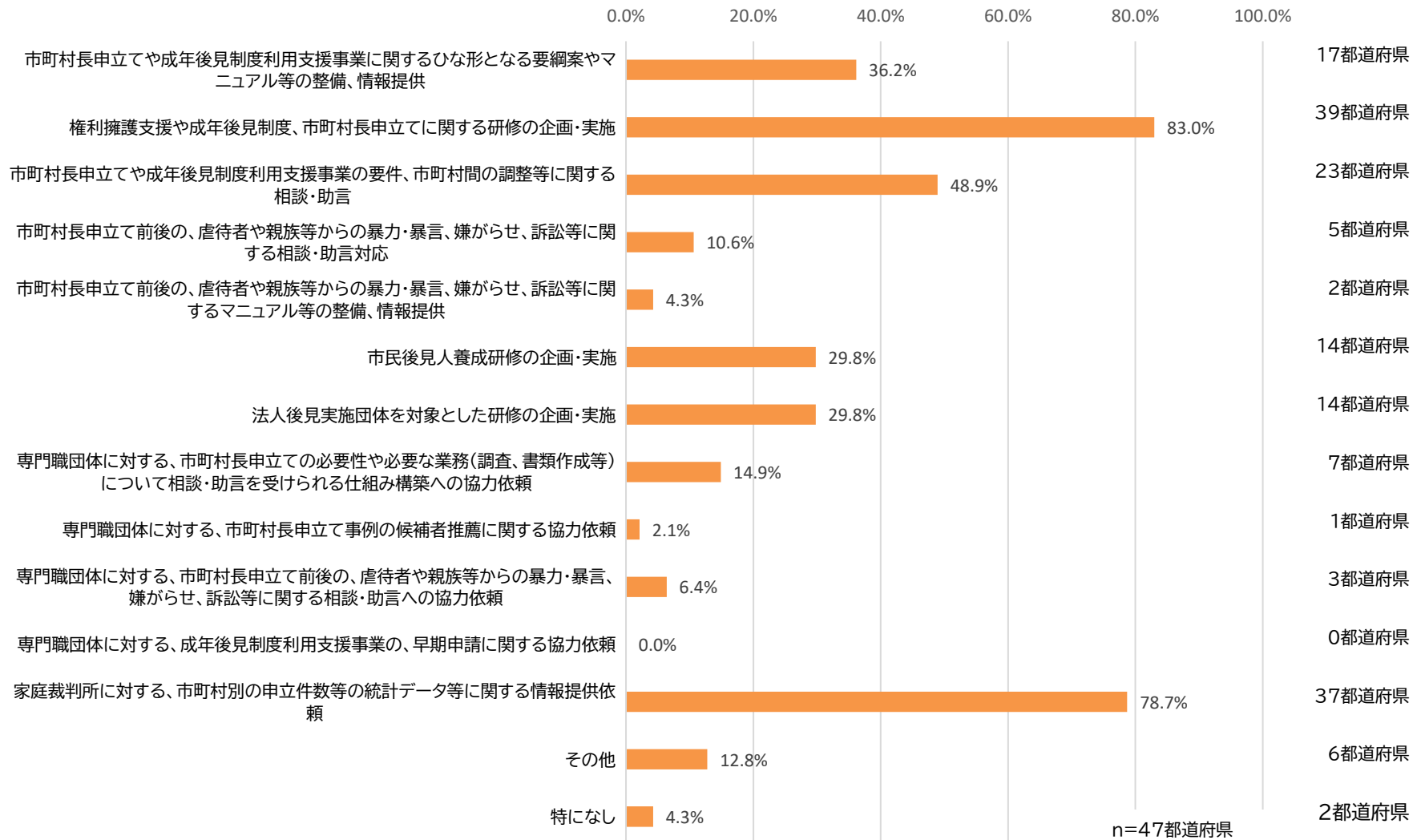
③ アンケート調査結果詳細

【都道府県】

※速報値であり、数値は今後変動する可能性がある。

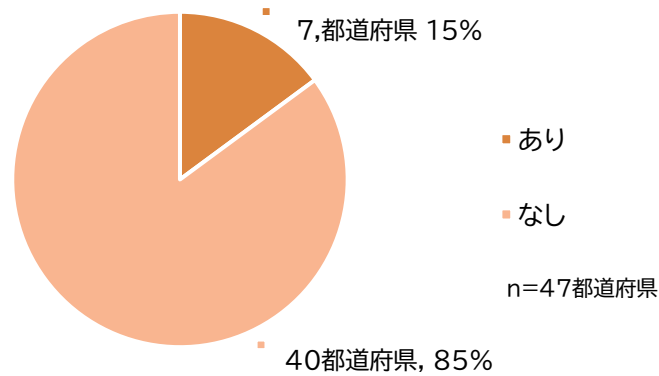
1 都道府県の取組状況

①市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に有効と考えられる都道府県の取組状況

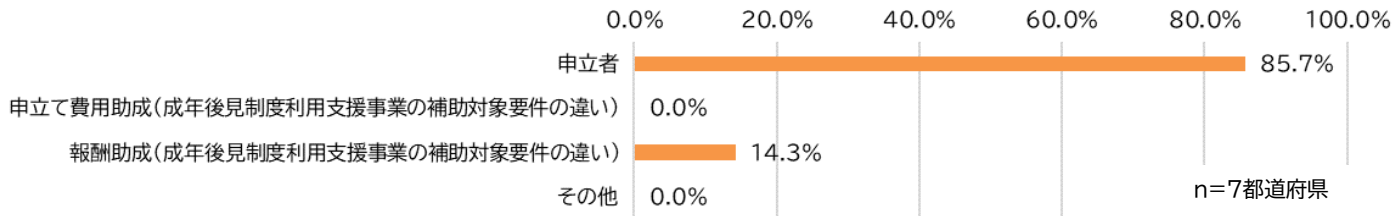


2 都道府県による調整状況

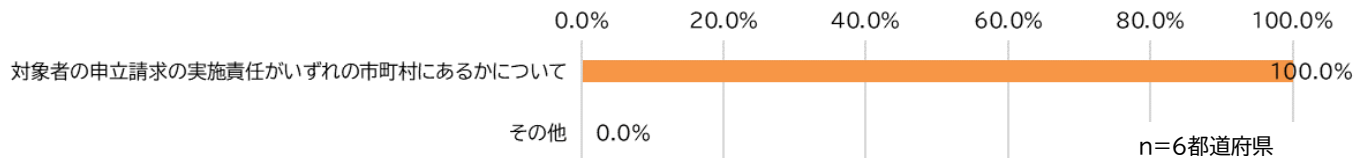
②市町村長申立てに関し、市町村間の調整が整わず、市町村から相談を受けた事例の有無



③都道府県による調整が必要だった内容



④申立者の内容の詳細



④成年後見制度利用促進施策状況調査より

【令和3年10月1日時点】

①助成制度の実施状況(高齢者関係)

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から
回答

時点	助成制度あり	なし			
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
令和3年4月1日	1,690	1,575	16	99	51
令和2年4月1日	1,660	1,508	25	127	81
平成31年4月1日	1,658	1,509	32	117	83

②申立費用や報酬の助成対象の状況(自治体数)

※助成制度がある
自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護 のみ	生活保護 以外も可
令和3年4月1日	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
令和2年4月1日	1,637	868	831	659	1,652	1,618	1,612	80	1,577
平成31年4月1日	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

③申立費用や報酬の助成実績(件数)

時点	申立費用 の助成	報酬助成
令和2年度	4,619	11,128
令和元年度	4,009	10,038
平成30年度	3,777	8,325

①助成制度の実施状況(障害者関係)

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から
回答

時点	助成制度				なし
	あり	申立費用及び報酬		報酬助成のみ	
		両助成あり	申立費用助成のみ		
令和3年4月1日	1,682	1,565	20	97	59
令和2年4月1日	1,650	1,504	30	116	91
平成31年4月1日	1,642	1,496	34	112	99

②申立費用や報酬の助成対象の状況(自治体数)

※助成制度がある
自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
令和2年4月1日	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573
平成31年4月1日	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

③申立費用や報酬の助成実績(件数)

時点	申立費用の助成	報酬助成
	令和2年度	1,035
令和元年度	834	3,864
平成30年度	920	3,107

③報酬助成及び申立費用に対する助成の実績推移（H30年度～R2年度）

【高齢者関係】－【報酬助成】

(高齢者関係)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計		8,325件	10,038件	11,128件
内訳※1 (申立人別)	市町村長申立	5,305件	5,965件	6,015件
	本人・親族申立	1,462件	2,188件	2,391件
	その他申立	1,100件	1,575件	315件
	把握していない			2,407件
内訳※1 (類型別)	後見類型	5,913件	6,958件	7,008件
	保佐類型	1,433件	1,950件	2,468件
	補助類型	383件	527件	721件
	把握していない			931件
内訳※1 (資力別)	生活保護受給者(世帯)	4,845件	5,952件	6,532件
	その他低所得者(世帯)	2,783件	3,456件	3,337件
	把握していない			1,259件

【高齢者関係】－【申立費用に対する助成】

(高齢者関係)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計		3,777件	4,009件	4,619件
内訳※1 (申立人別)	市町村長申立	3,634件	3,871件	4,421件
	本人・親族申立	134件	153件	156件
	その他申立	9件	15件	10件
	把握していない			32件
内訳※1 (類型別)	後見類型	3,098件	3,151件	3,546件
	保佐類型	423件	537件	740件
	補助類型	73件	134件	175件
	把握していない			158件
内訳※1 (資力別)	生活保護受給者(世帯)	1,332件	1,405件	1,819件
	その他低所得者(世帯)	2,193件	2,352件	1,738件
	把握していない			1,062件

【障害者関係】－【報酬助成】

(障害者関係)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計		3,107件	3,864件	4,401件
内訳※1 (申立人別)	市町村長申立	1,425件	1,621件	1,714件
	本人・親族申立	894件	1,222件	1,605件
	その他申立	688件	773件	121件
	把握していない			961件
内訳※1 (類型別)	後見類型	1,846件	2,170件	2,249件
	保佐類型	1,039件	1,400件	1,618件
	補助類型	215件	305件	319件
	把握していない			215件
内訳※1 (資力別)	生活保護受給者(世帯)	1,765件	2,221件	2,663件
	その他低所得者(世帯)	1,134件	1,378件	1,354件
	把握していない			384件

【障害者関係】－【申立費用に対する助成】

(障害者関係)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計		920件	834件	1,035件
内訳※1 (申立人別)	市町村長申立	879件	785件	976件
	本人・親族申立	31件	40件	40件
	その他申立	10件	16件	6件
	把握していない			13件
内訳※1 (類型別)	後見類型	707件	634件	768件
	保佐類型	183件	169件	210件
	補助類型	29件	29件	45件
	把握していない			12件
内訳※1 (資力別)	生活保護受給者(世帯)	343件	328件	398件
	その他低所得者(世帯)	502件	487件	497件
	把握していない			140件

※1 合計件数に対して内訳が不明な場合があるため一致しない箇所がある他、令和2年度から内訳に「把握していない」の選択肢を追加しており令和元年度以前の単純比較は困難。

④人口規模別の成年後見制度利用支援事業の制度整備の状況

【高齢者を対象とした制度の整備状況】 ※助成の実績値は令和2年度

	報酬助成 制度有りの 自治体数		報酬助成 制度無しの 自治体数		合計	助成実績	申立費用助成 制度有りの 自治体数		申立費用助成 制度無しの 自治体数		合計	助成実績
						報酬助成						申立費用
1万人未満	472	90.4%	50	9.6%	522	186件	463	88.7%	59	11.3%	522	137件
1～5万人未満	680	98.4%	11	1.6%	691	1,210件	657	95.1%	34	4.9%	691	720件
5～10万人未満	243	98.4%	4	1.6%	247	1,130件	223	90.3%	24	9.7%	247	571件
10～50万人未 満	244	99.2%	2	0.8%	246	4,426件	219	89.0%	27	11.0%	246	1,647件
50万人以上	35	100.0%	0	0.0%	35	4,176件	29	82.9%	6	17.1%	35	1,544件
合計	1,674	96.2%	67	3.8%	1,741	11,128件	1,591	91.4%	150	8.6%	1,741	4,619件

【障害者を対象とした制度の整備状況】 ※助成の実績値は令和2年度

	報酬助成 制度有りの 自治体数		報酬助成 制度無しの 自治体数		合計	助成実績	申立費用助成 制度有りの 自治体数		申立費用助成 制度無しの 自治体数		合計	助成実績
						報酬助成						申立費用
1万人未満	464	88.9%	58	11.1%	522	74件	456	87.4%	66	12.6%	522	25件
1～5万人未満	677	98.0%	14	2.0%	691	464件	654	94.6%	37	5.4%	691	169件
5～10万人未満	242	98.0%	5	2.0%	247	518件	223	90.3%	24	9.7%	247	159件
10～50万人未 満	244	99.2%	2	0.8%	246	1,621件	223	90.7%	23	9.3%	246	399件
50万人以上	35	100.0%	0	0.0%	35	1,724件	29	82.9%	6	17.1%	35	283件
合計	1,662	95.5%	79	4.5%	1,741	4,401件	1,585	91.0%	156	9.0%	1,741	1,035件

⑤ 関係通知・事務連絡

成年後見制度利用支援事業の適切な実施について(R4.10月17日付け事務連絡)

「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」

・「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、市町村に対し、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についての検討とこれらの実施に必要な予算の確保、また、事業の実施内容等について各自治体HP等での周知や窓口相談等の適切な支援を依頼。都道府県に対しては、管内市町村の取組状況の把握と必要に応じて結果を公表し助言する等を依頼。

事務連絡 令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果においては、助成制度を設けている市町村は増加傾向にあり、また、市町村長申立以外に本人申立や親族申立の場合や、生活保護以外の低所得者を対象とする市町村が拡大傾向にあることが認められた一方、未だ成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村が存在するとともに、対象を限定している市町村があることが認められたところ。【別添P3～4】

各 都道府県 成年後見制度利用支援事業担当課 御中
市町村

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室
老健局認知症施策・地域介護推進課

成年後見制度利用支援事業の適切な実施について

日頃から成年後見制度の利用促進にご尽力いただきありがとうございます。

低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）において、

- ・ 市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ 全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

とされたところであり、また、同計画のKPIにおいて令和6年度末までに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討とされたところです。「市町村による適切な実施」とは、少なくとも、同事業の対象として、①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、③後見等監督人が選任される場合の報酬を含みます。【別添P1～2】

市町村におかれては、第二期計画を踏まえ、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてご検討いただくとともに、これらの実施に必要な予算の確保に努めていただきますようよろしくお願ひします。あわせて、同事業の実施内容等について各自治体ホームページ等における周知や窓口における相談等の適切な支援についてお願いします。

都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析に努め、必要に応じて、その結果を公表し、具体的な対応を助言するなど適切な実施に向けた広域的な見地からの支援をお願いします。

なお、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業を実施しており、今後、適切な実施に向けた留意事項を整理の上、お示しする予定であることを申し添えます。【別添P5～6】

成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議について

1. 開催の趣旨

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)」において、障害者や高齢者への後見開始等の審判請求に関し、「市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の申立事務を迅速に行う観点から、当該事務の実態等を調査するとともに、地方公共団体等の意見やこれまでの運用経緯等を踏まえつつ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。
- また、成年後見制度利用促進専門家会議において、「個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立ができるよう、親族調査の在り方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策等について、検討を行う必要がある。」とされた。(成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和2年3月17日成年後見制度利用促進専門家会議))
- これを踏まえて「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催し、令和3年3月31日に厚生労働省ホームページにとりまとめ結果を公表した。

2. 検討項目

- ① 審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について
- ② 市町村申立における親族調査の在り方について

3. 構成員

- | | | |
|---------|------------------------|-------|
| ・青木 耕司 | 茨木市健康福祉部地域福祉課 | 課長 |
| ・秋山 由美子 | NPO法人日本地域福祉研究所 | 理事 |
| ・新井 隆哲 | 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課 | 課長 |
| ・坂本 尚史 | 東京都福祉保健局生活福祉部 | 部長 |
| ・中野 将 | 愛知県豊田市福祉部福祉総合相談課 | 副課長 |
| ・野村 政子 | 東都大学 | 准教授 |
| ・羽根 一誠 | 和歌山県白浜町民生課 | 社会福祉士 |
| ・森 和俊 | 大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援) | 課長 |

4. 協議結果を踏まえた対応

- 令和3年11月26日付け「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知)を発出。

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則①

1. 申立てを行う市町村について

- 市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。
- これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- 生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
- 入所措置の措置権者
- 介護保険の保険者
- 自立支援給付の支給決定市町村 等となる市町村が行うこと。

- ただし、施設入所が長期化し施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。
- また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。
- なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則②

2. 個別事案等の考え方について

①本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、以下の市町村が原則として市町村長申立てを行うものとする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※1）	生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関（措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2）。ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※1） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※2） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

②上記の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。

イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村は受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）

ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、厚生労働省の担当部局に相談することができる。

市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について①

1. 親族調査の基本的考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

2. 戸籍調査の基本的考え方について

・市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

3. 意向調査の基本的考え方について

・意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。
・また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

4. 利用意見調査の基本的考え方について

・利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について②

5. 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

① 戸籍調査について

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。
- ・ ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

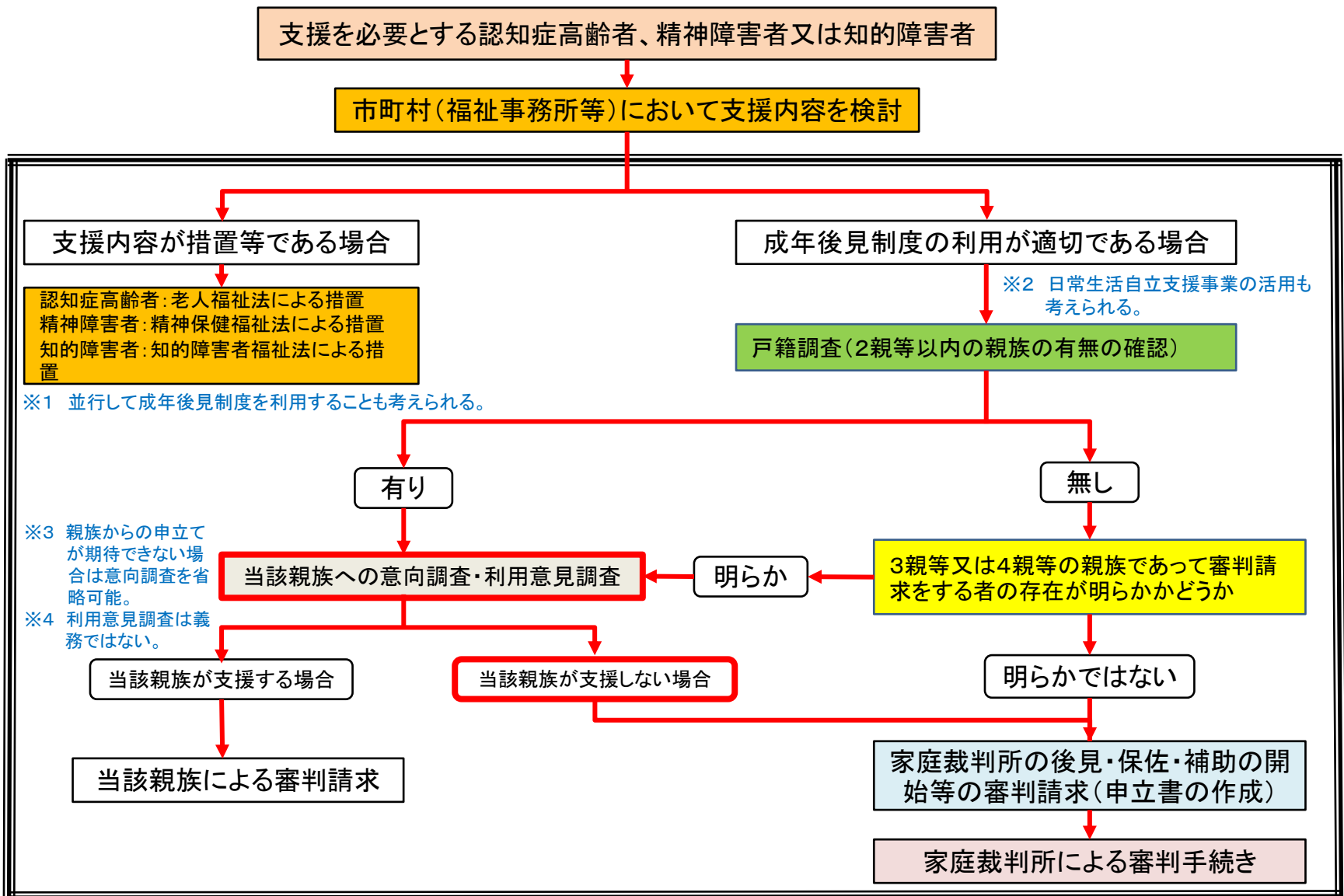
③ 利用意見調査について

- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

② 意向調査について

- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。
- ・ 一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。
- ・ ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待等の緊急事案ではない場合



市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
 ※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討

支援内容が措置等である場合

認知症高齢者:老人福祉法による措置
 精神障害者:精神保健福祉法による措置
 知的障害者:知的障害者福祉法による措置

※1 並行して成年後見制度を利用することも考えられる。

成年後見制度の利用が適切である場合

※2 事案の緊急性が高い場合で、戸籍情報の取得が遅れる場合は、把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を実施。

戸籍調査(2親等以内の親族の有無の確認)

有り

※3 意向調査は省略可能。必要に応じて実施。
 ※4 利用意見調査は義務ではない。

当該親族への意向調査・利用意見調査

当該親族が支援する場合

当該親族による審判請求

当該親族が支援しない場合

明らか

3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかかどうか

明らかではない

家庭裁判所の後見・保佐・補助の開始等の審判請求(申立書の作成)

家庭裁判所による審判手続き

⑥令和5年度成年後見制度関係予算案

成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

1. 目的

低所得の高齢者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用及び成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施に係る費用を交付する。

(1) 成年後見制度の利用に要する費用に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者
- ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用など）
 - ・ 後見人等の報酬

(2) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を実施する団体の紹介等

3. 実施主体

市町村（負担割合：国 38.5／100 都道府県 19.25／100 市町村 19.25／100 1号保険料 23／100）

4. 令和5年度予算案

地域支援事業交付金 1,933億円の内数（令和4年度予算：1,928億円）

成年後見制度利用支援事業(障害者関係)

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

3. 実施主体

市町村(補助率:国1/2以内、都道府県1/4以内)

4. 令和5年度当初予算案

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数(令和4年度予算:506億円)